

環境・農水常任委員会資料 6
平成26年(2014年)12月19日
琵琶湖環境部循環社会推進課

一級河川鴨川およびその周辺における 木くず不法投棄事案の総括

平成26年12月
滋賀県

目 次

I	はじめに	…	1
II	事案の経過と県の考え方		
1	事案の発生および初動対応	…	2
2	放射性物質による汚染発覚時の対応	…	5
3	原状回復計画の提案と提出	…	9
4	第三者企業による復旧計画の提出	…	14
5	復旧作業の実施と安全・安心メッセージの発信	…	17
6	本事案の刑事告発	…	19
7	A氏の起訴および公判	…	22
8	木くずの適正処理の確認	…	24
9	その他の事項	…	26
III	再発防止へ向けた対策	…	28
	[別 表]		
	「別表1」定期環境モニタリング検査の結果について	…	30
	「別表2」復旧計画に基づく木くずの撤去作業経過	…	35
	[巻末資料]		
	安全・安心メッセージ	…	37
	同資料編	…	43
	同データ編	…	46

I はじめに

「一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案」は、平成 25 年 3 月中旬から 4 月下旬にかけて、高島市安曇川町地先の一級河川鴨川左岸琵琶湖流入付近の河川敷および隣接民有地において、河川管理用通路の不陸整正と称し、東京都在住のコンサルタント会社社長らが、無断で産業廃棄物である放射性セシウム(最大 3,900Bq/kg)に汚染された木くず約 310 m³を敷設し、木くず入り大型土のう 77 袋(約 77 m³)を放置した、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)および河川法違反事案である。

本書は、今般、県が告発を行っていた行為者への量刑が確定したことから、本事案の総括として、発生から現在に至るまでの経過を振り返り、撤去作業の内容などこれまで公にできなかった経過を現時点で可能な範囲で公開するとともに、それぞれの時点での県の判断や対応について改めて説明を行うことで、再発防止と県行政への信頼回復に繋げていくことを目的に作成したものである。

Ⅱ 事案の経過と県の考え方

1 事案の発生および初動対応

【事実経過】

(1) 本不法投棄事案に関与した者

A氏：田中 良拓 (42) 東京都中野区在住のコンサルタント会社社長 (以下A氏という。)

：鴨川河川敷等に木くずの不法投棄を行った者

B氏：仲介者のC氏を通じ、木くずの敷設作業を請け負った法人の代表者

C氏：A氏にB氏を仲介した者

(2) 門扉の鍵の貸出

[平成 25 年 3 月 15 日]

A氏が高島土木事務所に来所した。A氏は鴨川河口部の自己所有地 (後にA氏の親族名義の土地が所在することを確認) への通行のために鴨川の河川管理用通路の門扉の鍵を借りたいとの意向であったため、高島土木事務所はA氏に門扉の鍵を貸し出した。

当該地については、過去に水上オートバイによる騒音問題やキャンプによるごみ問題があったことから、門扉を設置し、施錠していたが、基本的に河川は自由使用であり、門扉より下流側に民有地も存在することから、高島土木事務所においては、申し出があれば、鍵を貸し出すこととしていた。貸出に際しては、高島土木事務所において、鍵受渡簿に借受者の氏名、連絡先および所属等を記入いただくという手続を行っていた。また、借受期間が1週間を超える場合は、その都度更新手続を行う取扱としていた。高島土木事務所は、この手続に則ってA氏に鍵を貸し出した。

[3月18日]

A氏から鍵が返却された。この際にA氏から「自分の土地で作業をするので、鍵を借りたい。後は業者が借りに来る。」との発言があった。

[3月19日]

B氏経営会社の従業員が高島土木事務所に来所し、「元請から作業依頼を受けて、鍵を借りに来た。」とのことだったので、手続に則って鍵を貸し出した。

当該従業員に対する鍵の貸出は、1週間毎に更新手続が行われ、貸出日数は合計で43日 (3月19日～4月30日) に及んだ。

(3) 事案の認知

[3月29日]

高島環境事務所は、不法投棄定期パトロール時に、河川管理用通路内に、重機と敷き均されている木くずを隣接する道路から確認したため、同日、土木事務所に電話で門扉の管理者について確認したところ、門扉は土木事務所の管理であって、鍵は貸出中との回答があったことから、土木事務所の了解の下での工事と判断した。

[4月25日]

高島土木事務所は、住民から「鴨川左岸河口部で前から工事をしているが、運転手の話では東京までフェリーで運ばれた木材チップを運んでいるとのこと。(福島)原発関連ではないかと危惧している。」との情報提供と調査要請を受け、翌26日、現地調査を行い、鴨川河川敷および隣接民有地に木くずが敷設・放置されている事実を確認した。

[4月26日]

高島土木事務所が、高島環境事務所に現場の状況を報告し、現地調査への同行を要請したところ、高島環境事務所は「3月中には気が付いていた。土木事務所の工事と思っていた。」と伝えた。また、木材チップが廃棄物に当たるのかどうかについて、環境事務所は、前日の住民からの情報を知らされておらず放射性物質に汚染された可能性を認識していなかったことから「通常パーク材(木材チップ)は、有価物であり、廃棄物とは言い切れない。」と回答し、河川管理上の問題と考えたことから、現地への同行はしなかった。

[4月30日]

高島土木事務所は、現地(敷設された木くずの上1mの高さ)における放射線の空間線量率調査を実施し、異常値ではないと判断した。

測定値: 5箇所 0.1 μ Sv/h程度以下 (NaIシンチレーション式サーベイメータ 高さ1m)

その後、高島土木事務所は、土木交通部に状況の報告を行い、土木交通部は5月29日に現地調査を行った。

(4) 行為者に対する初動対応

[4月26日]

高島土木事務所は、現地の確認後、河川管理用通路の門扉に新たな錠前を追加し、以後の木くずの搬入を防止した。4月26日から同29日にかけて、高島土木事務所は、事情聴取のため、B氏経営会社の従業員に電話したが、いずれも不通であった。

[4月30日]

高島土木事務所が、鍵の返却に来所したB氏経営会社の従業員に事情聴取したところ、「工事を請け負っただけで詳細は知らない。A氏に高島土木事務所へ連絡するよう伝える。」との回答があった。同日、A氏から電話があった際、河川法に抵触する旨を伝えたところ、「奥の民有地への出入りのための道が荒れているので、不陸の整備のため木材チップを敷いている。河川法に抵触するのは知らなかった。作業は止める。」との回答があった。

その後、高島土木事務所は、土木交通部と対応を協議のうえ、河川法違反であり原状回復させるべき案件として整理し、6月7日から同24日にかけて、河川法第27条違反(形状変更)等の口頭指示を行うため、A氏に連日電話をしたが、いずれも不通であった。

[6月24日]

高島土木事務所が、B氏経営会社の従業員に連絡を取ったところ「仲介者C氏から作業を請け負った。A氏との連絡は、C氏経由であった。C氏に滋賀県から連絡が欲しいと伝言されたと伝えておく。」と回答があった。

[8月2日]

その後、C氏からの連絡はなかったが、A氏の所属する法人（後にA氏の経営会社と判明）の情報が得られたため、高島土木事務所は土木交通部と協議し、違反条項の適用と原状回復の必要性を整理のうえ、8月2日、A氏に対し、河川法第77条に基づく原状回復指示書（河川法第27条第1項（河川区域における土地の形状変更）および第55条第1項（河川保全区域における土地の形状変更）違反）を簡易書留で郵送した。しかし、当該指示書は、同14日に受取人不在で返送され、改めて同19日に普通郵便で再送付したが反応はなかった。

[県の考え方]

○ 鍵の貸出について

河川管理用通路の門扉の鍵の貸出に際して、A氏やB氏経営会社の従業員の発言等に特段不審な点はなく、高島土木事務所は、当時の貸出手続に則り、鍵の貸出を行ったものである。

しかし、鍵を長期間貸し出していたにも関わらず、現地確認を行っていなかったため、住民の通報により職員が現地を確認するまで、木くずの搬入および敷き均し行為を止めることができなかった。

また、簡単な手続で鍵を貸し出していたため、鍵の借受者の情報が十分ではなく、河川法に基づく原状回復指示を行うまでに相当な期間を要した。

○ 事案の認知について

3月中に高島環境事務所が現場の異変を把握しながら、高島土木事務所との相互の連絡が不十分であったためこれを活かすことができず、住民の通報により土木事務所の職員が現地を確認するまで、木くずの搬入および敷き均し行為を止めることができなかった。

また、従来より実施している河川管理指導員や河川管理パートナー等による河川巡視においても、本事案を発見することができなかった。

○ 初動対応について

高島土木事務所は、住民から放射性物質による汚染を疑わせる内容の情報提供があったにも関わらず、放射線の空間線量率調査のみを実施し、自然放射線による空間放射線量の変動幅の範囲内に収まっていたことから異常値ではないと判断した。

この時点で、土木交通部と琵琶湖環境部が連携し、サンプリングによる木くずそのものの放射能濃度測定など、踏み込んだ検査を行わなかったため、放射能汚染に関する事実の把握が大幅に遅れた。

また、高島土木事務所では木くずに対する高島環境事務所の見解から、廃棄物では無いものと判断したこと、環境事務所では、当初この工事が土木事務所の了解の下の工事と判断し、また、その後においてもこの木くずが放射能に汚染された可能性を認識していなかったことから、河川法違反のみの対応が継続されることとなった。

2 放射性物質による汚染発覚時の対応

【事実経過】

(1) C氏からの通報における放射能汚染の把握と対応

[8月27日]

C氏から高島土木事務所に電話連絡があり、木くずについて放射性物質に汚染された廃棄物を疑わせる発言があったため、高島土木事務所はC氏に速やかな来庁を要請した。

高島土木事務所はこの情報について、直ちに土木交通部および高島環境事務所に情報提供を行った。

同日、高島土木事務所は、モニタリング車による現地（河川管理用通路）の空間線量率の計測を実施したが、異常値ではないと判断した。

測定値：現地5箇所 0.049～0.101 $\mu\text{Sv/h}$ （門扉の外側の空間線量率は 0.046 $\mu\text{Sv/h}$ ）

同日、高島環境事務所から事案の報告を受けた琵琶湖環境部は、高島土木事務所による現地計測の結果が、平成25年6月に高島市が測定した、福島県産の椎茸のほだ木を保管していた倉庫周辺の空間線量率を上回っていることを問題視し、直ちに正確な現状の把握、高島市への情報提供などが必要と判断し、翌28日に高島環境事務所および高島土木事務所を通じて高島市役所市民環境部へ情報提供を行うとともに、29日に現地確認を行った。

[9月4日]

C氏が滋賀県庁に来庁し、琵琶湖環境部および土木交通部が聴き取りを行ったところ、当該木くずについて福島第一原発事故由来の放射性物質に汚染された廃棄物であることを疑わせる情報を得たため、以後は両部が連携して事案への対応に当たることとした。

なお、C氏は「自分はA氏にB氏を紹介しただけで、排出・放置の直接の関与者ではない。行為者はA氏である。」との主張であった。

[9月6日]

琵琶湖環境部および土木交通部は、知事および副知事に初めてこの事案について概要を報告し、現場の安全対策の早期実施、高島市への情報提供、関係機関への連絡、環境影響調査に万全を期すことなどについて指示を受けた。

[9月6日から9月19日]

高島土木事務所は、現場への立入禁止措置（立入防止柵の設置）や木くずの飛散防止措置（ブルーシートによる被覆）を行った。また、台風18号の大雨により琵琶湖水位が上昇し、木くずが入った大型土のう袋の底面に一部浸水が見られたため、同17日から同18日にかけて、遮水措置として周囲を別の大型土のうで囲った。

(2) 放射能濃度の検査

[9月6日]

琵琶湖環境部は、現地の木くず（7検体）、木くずの直下の土壌（0～5cm 5検体、5～20cm 3検体）、管理用通路横土手部分の土壌および鴨川河口部の底質（10検体）、鴨川河川水（5検体）、および琵琶湖水（4検体、琵琶湖水の採水は9月9日）を採取し、県衛生科学センターにおいて放射能濃度検査を行ったところ、同17日、木くずから180～3,000Bq/kgの放射性セシウム（セシウム134および137）が検出された。

[木くずの放射能濃度検査結果]

採取試料 敷き均された木くずおよび土のう袋内の木くず 7検体

検査結果 放射性セシウム濃度：180～3,000Bq/kg

[木くず直下0～5cmの土壌の放射能濃度検査結果]

採取試料 木くずの直下0～5cmの土壌 5検体

検査結果 放射性セシウム濃度：検出せず～60Bq/kg

[木くず直下5～20cmの土壌の放射能濃度検査結果]

採取試料 木くずの直下5～20cmの土壌 5検体

検査結果 放射性セシウム濃度：検出せず

[周辺土壌および底質の放射能濃度検査結果]

採取試料 管理用通路土手部分の土壌および鴨川河口部の底質 10検体

検査結果 放射性セシウム濃度：検出せず

[河川水の放射能濃度検査結果]

採取試料 鴨川河口付近の河川水 5検体

検査結果 放射性セシウム濃度：検出せず

[琵琶湖水の放射能濃度検査結果]

採取試料 用水取水口付近の琵琶湖水 4検体

検査結果 放射性セシウム濃度：検出せず

検出した木くずの放射性セシウム濃度（180～3,000Bq/kg）の値は、管理型最終処分場に最終処分する場合において、水との接触防止または低減化等の特別な追加的措置が必要な8,000Bq/kg^{*}を下回っていた。

※放射性物質汚染対処特措法により、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超過する指定廃棄物は、国が責任をもって処分するものとされている。

[9月11日]

琵琶湖環境部が現地（地上1m）の放射線の空間線量率を測定したところ、1時間当たり最大0.41 μ Sv/hであった。

※測定した放射線量の影響：仮に木くず敷設以降、現場への立入禁止措置を行うまでの6カ月間、毎日8時間その場所に立ち入ったとしても、追加被曝線量は、0.543(mSv)程度であって、国が基準としている「国際放射線防護委員会（ICRP）」勧告の年間1mSvの半分程度。

また、農政水産部では、農産物、水産物への影響を調査するため、鴨川流域土地改良区内で、琵琶湖からの逆水を利用している農地に作付けられている玄米（6検体）、鴨川河口周辺の魚（5検体）、鴨川流域土地改良区のかんがい用水について県衛生科学センターにおいて放射能濃度検査を行ったが、いずれも検出されなかった。

（3）事案の公表および地元への説明

〔9月13日〕

琵琶湖環境部および土木交通部は、高島市役所を訪問し、木くずや周辺土壌、琵琶湖水等の放射能濃度検査の実施状況について説明を行った。

〔9月17日〕

琵琶湖環境部および土木交通部は、木くずの敷設・放置の経過と放射能濃度、農産・水産物や水道水、河川水、周辺土壌などへの影響調査の結果について公表を行った。

同日、高島土木事務所および高島環境事務所は、地元説明会を開催し公表内容について説明を行った。

また、9月4日のC氏からの聴き取り内容からは、同様の木くずが滋賀県以外の場所へ搬入されたことが疑われたことから、琵琶湖環境部は、該当県の産業廃棄物所管部局へ電話でその旨を情報提供するとともに、県の公表資料を電子メールで送付した。

（4）高島市からの要請

〔9月18日〕

高島市長から知事に対し本事案にかかる要請書が提出された。

〔要請内容（抜粋）〕

対象物は県管理地に投棄された産業廃棄物であり、直ちに県の責任において撤去すること。併せて、河川水等のモニタリング調査を行い、結果を公表すること。

（5）環境モニタリングの実施

〔10月1日〕

琵琶湖環境部は、地域住民の不安や風評被害の払拭を図るため、河川水、魚および水道水、空間線量率に対する環境モニタリング検査を同日開始し、以後平成26年6月まで継続し結果を県ホームページ等で公表した。

（環境モニタリング検査の結果については別表1参照。）

（6）放射能濃度の再検査

〔11月20日〕

京都市のNPO法人が、現地の木くずを採取し測定した結果、県公表値を大幅に上回る12,000Bq/kgの放射性セシウムを検出したと報道された。

〔11月22日〕

琵琶湖環境部は、住民に不安が広がらないよう、改めて木くず（9検体）を採取して再検査を実施した。

[11月26日]

琵琶湖環境部は、再検査の結果最大3,900Bq/kgを検出したことを確認したので、同日公表を行った。

※県とNPO法人との測定結果に差異が生じたのは、NPO法人が採取した木くずを自然乾燥させた状態で測定しているのに対し、県は現場に木くずが置かれている状態で測定したことによるものである。

なお、県は、事前に環境省の確認を得た上で、環境省が定めた「廃棄物関係ガイドライン」が示す、放射性物質による汚染状況調査を行う際の試料採取や測定方法に従い検査を実施している。

[県の考え方]

○ 放射性物質汚染発覚時の対応について

C氏の電話による放射能汚染の示唆があつて以降、直ちに必要な対応を行った。

○ 地元説明会における対応について

9月17日に開催した地元説明会においては、木くずが廃棄物に該当するのかわ、河川敷入口の門扉の管理について厳しいご意見が相次いだ。

門扉の管理については改善することを表明したが、廃棄物に該当するかどうかに関しては、この時点では放置された木くずが購入された有価物として敷き均された可能性も考えられ、直ちに廃棄物の不法投棄であるとは断定できず、廃棄物処理法違反行為である廃棄物の不法投棄に該当するのかわ、明確な説明ができない状況にあった。

なお、先述のとおり、環境事務所は、4月の事案の認知時点において、木くずの敷き均しが土木事務所の了解の下での工事と判断していたこと、また、この木くずが放射能に汚染された可能性を認識しておらず、廃棄物処理法による対応が放射能汚染発覚時まで遅れ、地元説明会の時点では調査に着手したばかりの状況であった。

3 原状回復計画の提案と提出

【事実経過】

(1) A氏との折衝

[9月17日]

高島土木事務所がA氏に対し、原状回復指示書を簡易書留で郵送したが、同30日に受取人不在で返送された。

[10月4日]

同日発売の写真週刊誌「フライデー」に、「放射性汚染木材を琵琶湖畔に不法投棄した元官僚」と題する記事が掲載された。また、10月10日発売の月刊SAPIO11月号にも「東電がヒタ隠す放射能汚染チップの行方を追う」と題する記事が掲載された。

[10月4日]

土木交通部がA氏宅を訪問し、10月3日付けの原状回復指示書の直接交付を試みたが、接触できなかったため、当該指示書を郵便受けに投函した。なお当該指示書はA氏宛ておよびA氏経営会社宛ての2通である。

同日、琵琶湖環境部もA氏宅を訪問したが、A氏と接触することはできなかった。

また、同日高島土木事務所がB氏経営会社を訪問し、10月3日付けの原状回復指示書を従業員に手渡しして交付した。B氏経営会社からは、指示書に対する、10月10日付けの回答書が高島土木事務所に郵送されたが、回答は、「A氏の指示通りの作業を実施したのみで、違反行為はしていない。復旧作業は承諾できない。」との内容であった。

[10月10日]

A氏から、電話で本庁の本事案担当課と面談を行いたいとの連絡があった。

[10月15日]

琵琶湖環境部および土木交通部がA氏と面談を行った。A氏は、「C氏が行為者である。」と主張し、自らの事案への関与を否定しながらも、「撤去を行ってもよい。」との意向を示した。

以後、両部は、10月22日、10月31日、11月6日にA氏と折衝を行ったが、A氏は、「自分が犯人ではない前提なら撤去を行う。」との主張を繰り返した。

10月22日の折衝では、土木交通部はA氏が撤去する場合に提出を求める撤去計画書の参考様式を示した。琵琶湖環境部は木くずが産業廃棄物に該当する可能性が高いと判断し、排出事業者への返送を求めたが、A氏は排出元を特定できないとした。

また、同日の折衝で、土木交通部が先に発出した指示書に対する回答をA氏に求めたところ、後日、A氏およびA氏経営会社から10月22日付けの回答書が土木交通部に郵送された。A氏の回答は、「指示書による措置は承諾できない。私は指示書記載の違反行為を行っていない。私はC氏とその関連団体が違反行為を行っていると理解している。」との内容であった。A氏経営会社の回答は、「指示書による措置は承諾できない。当社は指示書記載の違反行為を行っていない。」との内容であった。

10月31日、11月6日の折衝では、この木くずについて産業廃棄物に該当する可能性が高いものと考えられたことから、琵琶湖環境部は、許可を受けた産業廃棄物処理施設での適正処理を主張したのに対し、A氏は、商品（有価物）との主張であったため、A氏との折衝は結論が出ないままであった。

(2) 高島市および関係団体からの要望と第2回地元説明会の開催

[10月15日]

高島市長と高島市議会議長の連名による緊急要請が知事に提出され、10月25日までに文書回答を行うことを求められた。

[要請内容（抜粋）]

処分方法に関する現在の検討状況を明らかにし、全量撤去に向けた今後の日程、および具体的な工程を示すこと。

[10月16日]

滋賀県漁業協同組合連合会から、水産物への風評被害が懸念されることから木くずの早期撤去を求める要望書が知事あてに提出された。

[10月25日]

県は、高島市からの緊急要請に対する回答を行い、併せて公表を行った。

[回答内容（抜粋）]

行為者や排出元に撤去是正を厳しく求めていくことを基本に、環境省の助言も得ながら県の総力を挙げて1日でも早く不安を解消できるよう取り組んでいく。

[10月30日]

琵琶湖環境部および土木交通部は、2回目の地元説明会を開催し、本事案の経過や環境モニタリング検査および土壌検査の結果、高島市からの緊急要請に対する回答などについて、説明を行った。住民の皆様から、1日も早い全量撤去を求められるとともに、撤去の具体的な工程が示せなかったことに対し強い批判があったことから、琵琶湖環境部および土木交通部は、1か月以内に、撤去のスケジュールを説明することを表明した。

[11月1日]

滋賀県漁業協同組合連合会と滋賀県農業協同組合中央会の連名で、水産物、および農産物への風評被害が懸念されることから木くずの早期撤去を求める要望書が知事あてに提出された。

[11月13日]

高島市から木くずに関する3回目の要望書が知事に提出された。

[要望内容（抜粋）]

12月末までに全量撤去を行うとともに、その具体的な工程を11月25日までに文書回答すること。

(3) 木くずの撤去に関する検討

9月4日にC氏の事情聴取を行って以降、琵琶湖環境部および土木交通部では、行為者や排出元による撤去・是正を基本にしつつ、別途、行政代執行も視野に入れた調査・検討を継続していた。しかし、A氏とB氏・C氏の説明や回答が相反しており行為者の特定に至っていなかったこと、木くずの搬出・輸送経路を解明の上、木くずが「産業廃棄物」であることが立証できていなかったことから、行政代執行の前提となる廃棄物処理法による措置命令もしくは河川法による原状回復命令を発出することはできなかった。

また、仮にこれらの命令を発出し、行為者が命令に従わず、県が行政代執行を行うとしても、放射性物質に汚染された木くずの受入を認める産業廃棄物処理施設の確保は極めて困難な状況であった。

このため、琵琶湖環境部では、早期撤去を強く求める地元の声に応えるため、河川管理権限に基づく県の自主撤去も念頭に、環境省に具体的な受入先確保へ向けた助言を求めることとした。

[10月8日]

知事より環境事務次官に対し、「放射性物質により汚染された木材チップの処理に関する支援」と題し、事案の早期解決へ向けた助言、支援を要請した。

[10月18日]

琵琶湖環境部は環境省を訪問し、木くずの処理方法に関する助言や、撤去にあたっての技術的支援を求めた。

[11月6日]

琵琶湖環境部は、環境省からの情報をもとに、木くずの処理が可能と考えられた県外の産業廃棄物処理業者に受入を打診し、その後電話による交渉を続けた。

[11月11日]

琵琶湖環境部が木くずの受入を交渉していた県外の産業廃棄物処理業者から、地元での風評被害の懸念を理由として、受入を断る旨の連絡があった。

[11月15日]

琵琶湖環境部の職員が、受入の条件の見合う他の県外施設を訪問し、受入を打診したが、難色が示された。また、当該施設が所在する地域では県外産業廃棄物の受入に関して事前協議制度が設けられていたことから、同日、当該施設を所管する行政機関にも打診したが、理解を得られなかった。

一方、土木交通部ではこの間「受入の可能性がある廃棄物処理施設への処分費用」や「現場で嚴重にコンテナに格納する費用」を積算するなど発注に向けた準備を行うとともに、「行政代執行」と「河川管理権限による県の自主撤去」の優位性の比較等を行った。

以上の状況から、県による撤去は受入可能な産業廃棄物処理施設の確保ができないこと、併せてA氏による有価物としての自主撤去では廃棄物処理法に基づく適正な処分が見込めないことから、琵琶湖環境部および土木交通部では協議の上、A氏との折衝を打ち切り、当面はコンテナに格納し、現地で嚴重に管理することもやむを得ないと判断した。

(4) A氏による原状回復計画の提案

【事実経過】

[11月19日]

琵琶湖環境部および土木交通部から、A氏に折衝の打ち切りを通告したところ、A氏が木くずを産業廃棄物処理施設で処理することを受け入れたため、琵琶湖環境部と土木交通部は、A氏との折衝を継続することとし、A氏に原状回復計画書の提出を求めた。

[11月22日]

A氏より電子メールで原状回復計画書(案)の提出があった。琵琶湖環境部で内容を検討の上、要修正点についてA氏に指摘し、A氏はこれを概ね了解した。

[11月25日]

県は、高島市からの3回目の要望に対する回答を行った。県はこの中で「撤去の意向を示した関係者と折衝を重ねるとともに、年内に廃棄物として適正に撤去するよう強く求めている。」ことを初めて明らかにした。

同日、琵琶湖環境部および土木交通部は、A氏が提出した原状回復計画書(案)の内容についてA氏と折衝を行った。

[11月29日]

琵琶湖環境部は、同計画(案)で処理施設とされていた県外の産業廃棄物処理施設を確認するため、当該施設の現地調査を行い、同計画(案)が実現可能と考えられることを確認した。

[12月2日]

琵琶湖環境部および土木交通部は、A氏と原状回復計画書(案)の内容および計画の概要を公表することについて折衝を行った。この場で原状回復計画の内容、12月5日に県が同計画の概要を公表すること、同計画の12月5日付け押印文書を追って提出することについて、A氏と大筋で合意した。

[12月3日]

琵琶湖環境部は、A氏から前日の折衝結果を踏まえた原状回復計画書の修正案を電子メールで送付を受け、その内容が前日の合意に沿ったものであることを確認するとともに、同計画の12月5日付け押印文書の提出と、12月5日に県が同計画の概要を公表することについて改めて確認を求め、A氏から同意を得た。

[12月5日]

琵琶湖環境部および土木交通部は、原状回復計画の概要について公表するとともに、高島市に対して原状回復の実施を通知した。

【公表内容】

計画実行者：原状回復の申し出のあった本事案に関わる者が関係する企業

作業現場：高島市安曇川町の一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の民有地

作業内容：① 敷設および放置されている木材チップを回収・撤去し、廃棄物として適法に処理する。

② 撤去の跡を整地して管理用通路の原状を回復する。

作業期間：平成25年12月第2週から平成26年1月31日(予定)

現場管理：作業中は、県職員2名が現場に常駐し、作業状況の確認を行う。

[12月6日]

深夜、A氏から琵琶湖環境部に電話があり、A氏は「県の記者発表を受けた12月6日の報道内容にA氏自身が放置の行為者と疑われる記述があった。」として、原状回復計画の撤回を仄めかしたが、琵琶湖環境部は同計画に沿った撤去を実施することをA氏に求めた。

[12月7日]

琵琶湖環境部および土木交通部は、3回目となる地元説明会を開催し、原状回復計画の概要について、12月の第2週中に作業に着手し、1月中旬に撤去を終了することを、地元および高島市に説明した。

[県の考え方]

○ 河川法に基づく原状回復指示について

A氏の所属する法人の情報（後にA氏の経営会社と判明）が得られて以降、高島土木事務所は、河川法に基づく原状回復指示書を適時に発出した。

なお、行為者が原状回復指示に従わない場合、河川法においては、法的強制力を有する原状回復命令を発出することが可能であるが、本事案の場合、A氏とB氏の回答が異なり、行為者の特定に至っていなかったことから、原状回復命令を発出することができなかった。

○ A氏との折衝から原状回復計画の提出までの対応について

木くずの放置に関与したと見られるA氏からの撤去の申し出は、行為者や排出者による撤去・是正を基本としていた県の方針に合致するものであった。

地元住民や漁業・農業団体の皆様が強く要望されていた早期撤去について、A氏による撤去は、その時点において唯一の実現可能性がある方法であった。

しかし、A氏が当初主張した木くずを有価物として撤去することは、廃棄物処理法に違反する危険性があるため、県としては一旦A氏との折衝を打ち切ることにしたが、その後、同法に基づく許可を受けた産業廃棄物処理施設での処理をA氏が受け入れたことから、A氏との折衝を進めることとした。

県は、A氏と撤去の諸条件について折衝を重ねた結果、大筋で合意に至り、A氏から合意内容に沿った原状回復計画書の修正案が電子メールにより提出された。

その内容には日付、計画実施企業名など一部未完成な部分があったが、未完成部分の内容、12月5日付けの押印文書の提出および同日の計画概要の公表について、A氏と合意したことから、県は、この電子メールによる計画書の修正案の提出とA氏との合意をもって、実質的に原状回復計画が提出されたものとし、同計画の概要を公表した。

これは、1月中旬に撤去が完了するよう、当時開催中の11月議会の合間をぬって、12月5日の公表を決め、A氏との折衝を急いだものであるが、A氏に原状回復計画に沿って確実に撤去を実施させるためには、公表は押印文書の提出を受けた後に行うべきであった。

なお、後述のように、その後同計画は撤回され、押印文書は結局提出されなかった。

4 第三者企業による復旧計画の提出

【事実経過】

(1) 復旧計画の提出

[12月10日]

琵琶湖環境部および土木交通部は、A氏に原状回復計画に沿った撤去を実施することを求めて折衝を行った。この場でA氏は、12月5日に県が行った記者発表で「本事案に関わる者」が関係する企業から提出された原状回復計画を受け、原状回復をさせる。」と説明したことについて、「搬入に関わった業者が計画を提出した」旨の報道があったことや、県議会での質問に対し「作業を監視する」と答弁したことが、「A氏が投棄の行為者である」との印象を世間に与えた、と主張した。

さらにA氏は、撤去へ向けた協議を継続するためには、県が撤去に関する情報を公表しないことと、撤去の実行者の変更を改めて公表することなどが必要である、と主張した。県が、可能な範囲でこれに応じることとしたことから、A氏は、14日に準備作業に着手することに同意した。

[12月12日]

A氏は、琵琶湖環境部および土木交通部との折衝の場で、具体的な撤去の条件として、撤去の実行者を、当初予定されていたA氏の関係する企業とは別の「第三者」の企業とすること、撤去に関する情報を全て非公表とすることを主張したが、県としては、情報の全面非公表は不可能であり、公表する内容についてA氏と予め調整を行った上で、公表することを求めた。

[12月13日]

琵琶湖環境部および土木交通部は、計画実行者としてA氏から新たに提示された「第三者」の企業が、県外企業であり、県事業への入札参加資格を有しているなどの県との利害関係が一切ないこと、当該企業にA氏が役員として関わっていないこと、および役員に暴力団関係者が含まれていないことを確認した。

その上で、同日のA氏との協議の場で、A氏から情報の公表についての協議に応じる旨の返答があったことから、県はA氏の提案を受け入れることとし、これを受けてA氏により当初の原状回復計画書に替わる第三者企業名の「復旧計画書」が提出され、県はこれを受領した。

なお、このことにより先の原状回復計画は撤回されたこととなり、これにかかる押印文書は結局提出されなかった。

また、記者発表での公表内容についてもA氏と合意に至ったことから、同日、琵琶湖環境部および土木交通部は、撤去作業が14日に始まることについて公表を行い、この中で計画実行者が、12月5日に公表した原状回復計画の計画実行者とされた企業とは別の第三者の企業に変更されたことを明らかにした。

【公表内容】

場 所：高島市安曇川町（一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその周辺）

着 手 日：平成25年12月14日（土曜日）当日は準備作業から始まる。

作業期間：平成25年12月14日から平成26年1月31日（予定）

作業時間：月曜日から土曜日までの午前8時から午後5時まで（予定）

計画実行者：12月5日に発表した「原状回復計画」の計画実行者とは別である第三者の企業

(2) 復旧計画の概要

復旧計画書に記載されていた計画の概要は次のとおりであった。

① 復旧計画に携わる主な者

計画実行者

・復旧計画の立案・実行の責任を負い、必要な費用を負担し、全工程の管理を行う者

作業工程の実施当事者

・敷設された木くずを大型土のう袋に詰め、木くず入りの大型土のう袋を県外の産業廃棄物処理施設まで運搬するとともに、撤去作業終了後に河川管理用通路を良質土で整地する者

・木くずの処分を行う者（県外の産業廃棄物処理施設）

② 復旧計画の主な作業工程

平成 26 年 1 月末までに、敷設された木くずおよび木くず入りの大型土のうを撤去し、県外の産業廃棄物処理施設まで自ら運搬して、当該施設で適切に処理し、撤去作業終了後、河川管理用通路を良質土で整地する。

③ 作業の完了の確認

計画実行者がマニフェスト（廃棄物処理法第 12 条の 3 の規定に基づく産業廃棄物管理票）の写し等を添付した完了報告書を提出し、県の確認を受ける。

④ 県への物品代金の支払い

高島土木事務所が設置したブルーシートや大型土のうなども撤去することから、計画実行者は県にその物品代金を支払う。

[県の考え方]

○ 復旧計画の計画実行者について

県が、復旧計画の計画実行者として、「原状回復計画の計画実行者とは別である第三者の企業」と公表した企業は、A 氏から提示された企業であり、A 氏と何らかの関わりがあることが推測されたが、A 氏はこの第三者の企業と自分との関係を明らかにしなかった。

一方、県は、当該企業が、当初の原状回復計画の計画実行者と目された企業とは別の企業であること、また、法人登記簿謄本により、当該企業に A 氏が役員として関わっていないことを確認していた。

このように、県は、当該企業が A 氏と関係があるとの確証は得ていなかったことから、当該企業を「原状回復計画の計画実行者とは別である第三者の企業」とすることは、不適當ではないと判断した。こうした中で、A 氏が撤去の条件として、撤去の実行者を「原状回復計画の計画実行者とは別である第三者の企業」とし、それ以外の情報をすべて非公開とすることを主張したため、県は、これらの条件を受け入れることが早期撤去のためにはやむを得ないと判断して受け入れ、このように公表したものである。

なお、その後、公判において、A 氏が撤去を自ら行ったことを認めたことから、当該企業は実質的に A 氏の影響下にある企業であったと推測される。

○ 復旧計画に関する情報の非公表について

先述のとおり、県は、A氏が撤去の実施に当たっての条件として提示した、撤去にかかわる「計画実行者」を「原状回復計画」で予定されたA氏の関係企業とは別の「第三者」の企業とすること、撤去にかかる情報を原則非公表とすることについて、これらの条件を受け入れることは、早期撤去のためにはやむを得ない、と判断した。

当時、県は、復旧計画の実行者に関する情報、搬出先の特定につながるおそれのある情報、作業工程に関する詳細な情報等については、「これらが搬出先の産業廃棄物処理施設など関係する法人の正当な利益を害するおそれがあり、また、公にしないとの条件で任意で提供されたものであることなどから、情報公開条例第6条の非公開事由に該当すると考えられること、さらに復旧計画を円滑に実施するとともに、搬出先における風評被害を防止するためには、一定の情報を非公開とすることはやむを得ない」と判断していたが、現場での作業の進捗状況など、情報公開条例の趣旨に照らし公開可能と判断される情報は、できる限り公表したいと考えていた。

しかし、A氏は撤去実行直前になって、一切の情報を非公表とすることを求めたため、計画の実行を確保するために、県からの情報提供は大まかな復旧作業の見通しなどの非常に限られたものとなり、地元説明会で表明していた現場での作業状況の公開や、工程の進捗状況などの当然提供すべき情報についても提供できず、このことが県議会や高島市、報道関係者、住民の皆様の復旧計画に対する不信を招くこととなった。

○ 復旧計画で撤去される木くずの廃棄物処理法上の解釈について

復旧計画を受け入れた時点で、琵琶湖環境部は現地に敷き均された木くずについて廃棄物である可能性が高いと考えていたが、廃棄物であると断定するには、当該木くずの排出元と輸送経路を明らかにする必要があるが、当時はその調査中で、断定するまでには至っていなかった。

このため、復旧計画の受け入れにあたって、撤去される木くずの廃棄物処理法上の取扱を確認しておく必要があった。

復旧計画においては、敷き均された木くずについて、形状変更された河川管理用通路の一部を撤去する工事により、除去することとされていた。

この場合、敷き均された時点で木くずが廃棄物に当たるかどうかに関わりなく、工事に伴い排出される木くず等はその時点で産業廃棄物となるが、復旧計画では、撤去作業を行う作業工程の実施当事者が、排出事業者として自ら運搬することとされていた。

産業廃棄物を運搬する場合、原則として廃棄物処理法に基づく収集・運搬業の許可を受けた業者に委託することが必要であるが、このように排出事業者が自ら運搬する場合は廃棄物処理法上収集・運搬業の許可を必要としないことから、この行為は適法と判断した。

5 復旧作業の実施と安全・安心メッセージの発信

【事実経過】

(1) 復旧作業の経過（現場作業経過の詳細については別表2参照）

[12月14日]

作業工程の実施当事者が現場確認を行うなど準備作業に着手した。

[12月19日]

高島土木事務所は、計画実行者に対し撤去予定のブルーシートや大型土のうなど、高島土木事務所が設置した物品代金の納入通知書を送付し、12月30日に計画実行者から代金を収納した。

[12月24日]

門扉側から琵琶湖側に向かって木くずの回収・袋詰めが着手された。

[平成26年1月6日]

木くずの搬出が開始された。同日、琵琶湖環境部および土木交通部はA氏と折衝し、搬入先の現地確認を申し入れたが、A氏の了解は得られなかった。

[1月7日～9日]

木くずの運搬車両を報道機関等が追跡し、運搬車両は搬出先の産業廃棄物処理施設に到着せず、現場に戻った。

[1月20日]

琵琶湖環境部および土木交通部は、搬出先の現地確認の実施を求めて折衝を行ったが、A氏の了解は得られなかった。

[1月27日]

A氏から搬出先の現地確認の了解が得られなかったため、琵琶湖環境部は、職員を派遣し、搬出先の産業廃棄物処理施設に搬出車両が到着したことを確認した。その後、1月28日、2月13日にも同様の確認を行った。

[2月3日]

琵琶湖環境部および土木交通部は、作業の着手が遅れたこと、積雪など天候の影響、より安全性を確保するために当初予定より通路の外側にも撤去の範囲を広げたことなどから、作業が2月中下旬までかかる見通しと判断した。このため、高島市および地元自治会にこの旨を通知するとともに、公表を行った。

[2月19日]

知事より環境大臣に対し、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基準値(8,000Bq/kg)以下の廃棄物に関して、本事案に対応した県の経験から処理が非常に困難な実情を踏まえ、基準値以下の廃棄物処理の妥当性に関する国民的理解の醸成や、こうした廃棄物を受け入れる広域的処理施設の確保を求める要望を行った。

[2月23日]

琵琶湖環境部は、放射能濃度検査のため、河川管理用通路等の土壌を採取するとともに、空間線量率を測定した。

[2月26日]

木くずの撤去作業が終了した。同日、琵琶湖環境部は、再検査のため河川管理用通路等の土壌を採取した。

[2月28日]

県は、高島市および地元区代表者に現地を公開し、土壌採取に併せて土壌(2月23日採取分)の放射能濃度検査結果および空間線量率(2月23日測定分)を公表した。なお、現場の公開がこの時期となったのは、復旧作業に着手以降、琵琶湖環境部および土木交通部が、A氏に現場の公開を求めているものの、撤去が完了するまで了解が得られなかったことによるものであった。

[土壌の放射能濃度検査結果]

採取試料 河川管理用通路および隣接民有地の漉き取り後の表土 28検体

検査結果 放射性セシウム濃度：検出せず～19Bq/kg

[空間線量率]

測定場所 木くずが敷設されていたところ37カ所、土のう袋のあった場所6カ所の高さ 1m

測定結果 空間線量率：0.084～0.13 μ Sv/h

[3月3日]

県は、土壌(2月28日採取分)の放射能濃度検査結果および空間線量率(2月26日測定分)を公表するとともに、市民団体に現地を公開した。

[土壌の放射能濃度検査結果]

採取試料 地元区代表者の方が選定された位置の表層土壌 10検体

検査結果 放射性セシウム濃度：検出せず～24Bq/kg

[空間線量率]

測定場所 土壌を採取した地点10カ所の高さ 1m

測定結果 空間線量率：0.092～0.13 μ Sv/h

[3月4日]

河川管理用通路の整地が完了した。同日、県は現場の完了確認を行い、その旨を公表した。併せて、同日琵琶湖環境部は、門扉前の土壌を再検査のため採取した。

[土壌の放射能濃度検査結果(3月26日公表)]

採取試料 河川管理用通路門扉付近の表層土壌 1検体

検査結果 放射性セシウム濃度：「検出せず」

(2) 安全・安心メッセージの発信

県は、木くずの適切な撤去を確認するために実施した、鴨川河川敷および周辺地域の放射能濃度検査と空間線量率の測定結果から、安全性が確認されたと判断して、その旨「安全・安心メッセージ」として3月26日開催の第4回目の地元説明会で配布するとともに、公表を行った。

なお、琵琶湖環境部では、対応に万全を期すために、河川水、魚および水道水に対するモニタリング検査を6月14日まで継続したが、全ての検査において放射性セシウムは検出されなかった。併せて、周辺3地点での空間線量率検査も6月10日まで継続したが、異常値は検出されなかった。

(安全・安心メッセージおよびこれに付随する資料については、巻末資料として掲載。)

6 本事案の刑事告発

【事実経過】

(1) 河川法違反に係る事実確認等調査

[平成 25 年 4 月以降]

土木交通部では行為に関わったと考えられる者に対し、行為者の特定に向けて調査を行うとともに、9月下旬以降は、河川法違反による刑事告発に向けて準備を進めた。

[8月～10月]

A氏に対し原状回復指示書を4回発出したが、「指示書による措置は承諾できない。私は指示書記載の違反行為を行っていない。私はC氏とその関連団体が違反行為を行っていると理解している。」との回答であった。また10月には、B氏にも指示書の発出を行ったが、「A氏の指示通りの作業を実施したのみで違反行為はしていない。復旧作業は承諾できない」との回答であった。

[9月4日および11月5日]

土木交通部および琵琶湖環境部は、C氏に対し事情聴取を行ったが、「私は、A氏にB氏を紹介した者である。行為者はA氏である。」との主張であった。

行為者に関しては、A氏の主張とB氏およびC氏の主張が食い違い、また行為者を決定づける証拠もないことから、行為者の特定ができなかった。

[10月]

現場において、河川法違反の規模を確定するため、敷設された木くずの延長、幅員等の測量を実施した。

[敷設および放置の規模]

敷設：量＝約 310m³、幅＝最大約 4.9m、長さ＝約 573m、厚さ＝最大約 27cm

放置：木くず入り大型土のう 77 袋（量＝約 77 m³）

(2) 廃棄物処理法違反に係る事実確認等調査

琵琶湖環境部では、放置された木くずは、当初は、購入された有価物として敷き均された可能性も考えられ、直ちに廃棄物の不法投棄である、とは断定できなかったが、廃棄物である可能性が高く、その場合廃棄物をみだりに捨てたものとして廃棄物処理法第16条違反（不法投棄）に当たることが考えられることから、9月4日のC氏からの聞き取り結果をもとに、木くずの搬出・輸送経路について調査を進めた。

[10月8日]

琵琶湖環境部は、木くずの鴨川河川敷への搬入に携わった県外の運送会社を訪問、輸送依頼人や輸送方法等について事情聴取を行った。

[10月21日]

琵琶湖環境部が、木くずの排出元とされる県外の製材会社を訪問、A氏およびC氏との関わり等について事情聴取を行うとともに、製材会社から資料の提供を受けた。

[10月下旬～平成26年2月中旬]

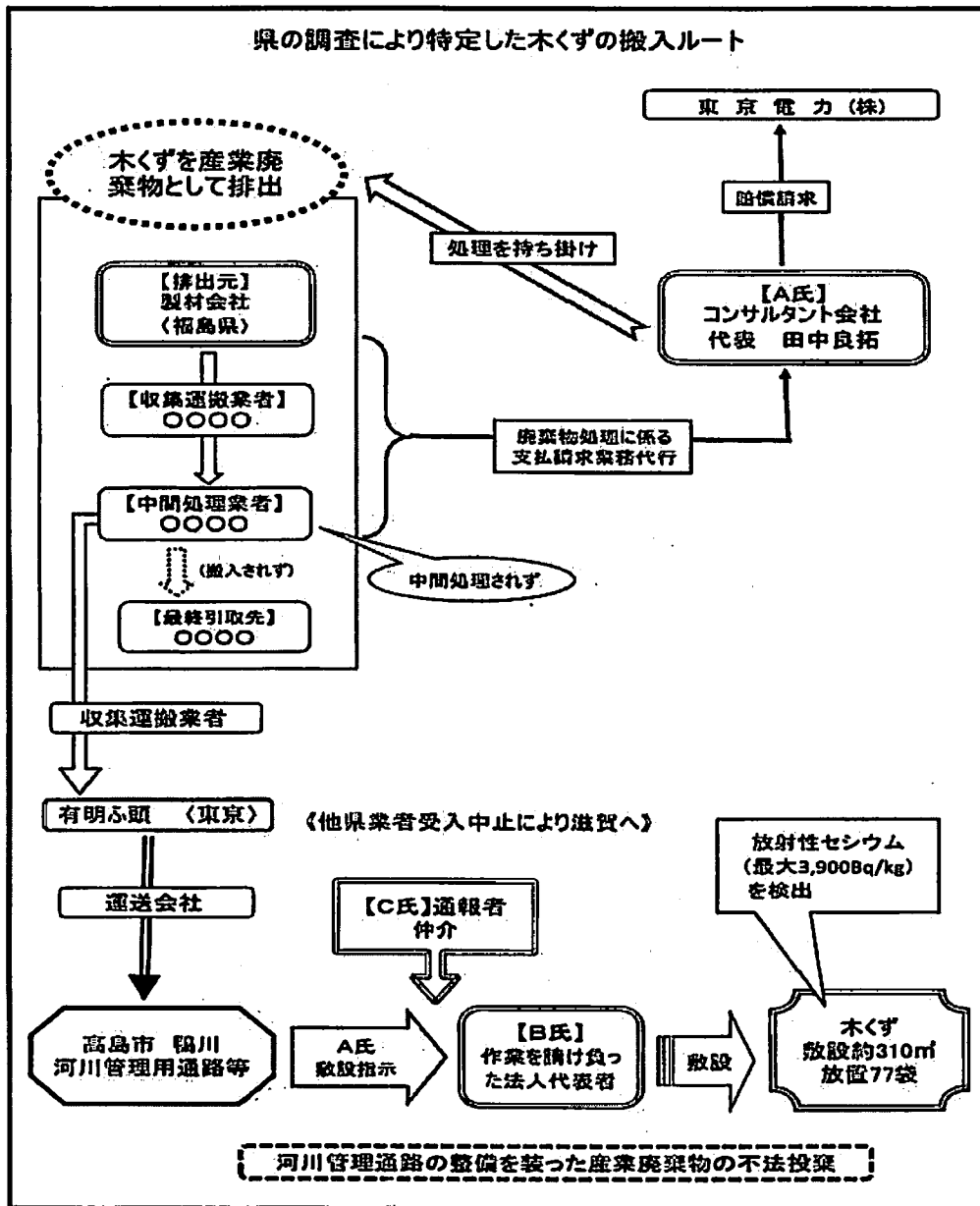
琵琶湖環境部では、製材会社から入手した資料などから判明した関係者への訪問調査を進めた。

[12月6日]

琵琶湖環境部は本事案の解決へ向けた助言を得るため、環境省を通じて産業廃棄物処理事業振興財団に専門家の派遣を要請していたが、この専門家による支援チームが来県し、チームから木くずの排出元特定に係る調査等について助言を得た。

[平成26年2月24日]

琵琶湖環境部は、関係資料や関係者からの聴取結果を踏まえ、排出元である福島県内の製材会社から産業廃棄物として排出された木くずが、そのまま中間処理されることなく、東京都内の駐車場から土のう袋に梱包された状態で、3月19日頃から4月26日頃までの間にセミトレーラーにより鴨川河川敷に運搬され、敷設・放置されたものであり、本事案は廃棄物処理法第16条違反（不法投棄）に該当するものと断定した。



(3) 県警への告発

[平成 26 年 3 月 4 日]

県は調査した事実関係から行為を行ったと疑われる A 氏、B 氏、C 氏の 3 名を被告発人として、廃棄物処理法違反および河川法違反の疑いで滋賀県警察本部に告発状を提出し、翌 5 日に受理された。

[県の考え方]

○ 刑事告発の前提について

本事案を刑事告発する場合、河川法と廃棄物処理法違反での告発が想定されていた。

河川法違反については違反事実が明白であり、早期対応も可能であったが、本事案においては河川法違反よりも、より罪状が悪質であることから罰則も厳しい「放射性物質に汚染された廃棄物の不法投棄」事案として廃棄物処理法違反での告発を検討していた。

このためには、まず投棄された木くずの搬出・輸送経路を解明し、「産業廃棄物」に該当することを県自らが立証する必要があった。

○ 刑事告発について

河川法違反は事案の発覚当初より明らかであり、広範囲に渡り河川敷およびその周辺の形状変更がなされていたことから、土木交通部では違反行為に関わっていたと疑われる者を告発したものである。

河川法違反についてのみ、先立って刑事告発を行うことも検討したが、早期撤去を実現する方法は A 氏による撤去しかなく、県が刑事告発を行うことにより A 氏による撤去の中止が懸念されたため、告発時期を慎重に判断し、木くずの撤去完了後とした。

一方、琵琶湖環境部では、9 月に事実確認調査に着手して以来、2 月 24 日の廃棄物該当性にかかる最終判断まで、時日を要しているが、これは次の理由によるものである。

- ① 廃棄物該当性の判断には、排出元から輸送経路を一つずつ慎重に調査を進めることが必要であったが、関係先が東日本に広く点在していたことから、調査に時日を要したこと。
- ② 適正処理が偽装されていたことから、経路の特定が難航したこと。
- ③ 事案に関係した A 氏が自ら撤去を申し出たことから、早期撤去を実現させるため、作業中は慎重な対応をせざるを得なかったこと。

7 A氏の起訴および公判

【事実経過】

[平成 26 年 9 月 25 日]

滋賀県警は、A 氏を廃棄物処理法違反および河川法違反の疑いで逮捕した。

[9 月 26 日]

滋賀県警は、A 氏の身柄を大津地方検察庁に送致した。

[10 月 6 日]

滋賀県警は、B 氏および C 氏を廃棄物処理法違反および河川法違反の疑いで大津地方検察庁に書類送検した。

[10 月 15 日]

大津地方検察庁は、A 氏を廃棄物処理法違反の罪で起訴した。

B 氏および C 氏は、同日、不起訴となった。

[11 月 6 日]

大津地方裁判所で、A 氏の第 1 回公判が開かれ、A 氏は起訴事実を全て認めた。

また、検察官による冒頭陳述および証拠説明の中で、A 氏が福島県内から搬出した 5,000 トンを超える木くずが、北関東や九州で野ざらしで置かれていること、また、鴨川から撤去された木くずは、A 氏が自ら撤去し北関東に置かれたままであることが明らかにされた。

これらの木くずの処理に関する検察官および裁判官からの質問に対し、A 氏は適法に処理することを説明し、後日 A 氏から計画書が提出されることとなった。

論告求刑において、検察官は、懲役 2 年、罰金 100 万円を求めたが、A 氏の弁護人は、A 氏が深く反省しており、自ら 2,000 万円を負担して木くずを撤去したことなどから、執行猶予付きの判決を求め、即日結審した。

[12 月 2 日]

大津地方裁判所で、A 氏の第 2 回公判が開かれた。

公判の冒頭で、弁論が再開され、A 氏の弁護人から A 氏作成の木くずの処理計画書について追加で証拠申請があり、検察官がこれに同意した。なお、A 氏の弁護人から説明のあった処理計画の概要は、農林水産省の通達が定める暫定許容値を下回るよう木くずを処理し、関係者にも徹底する、というものであった。

再度結審の後、裁判官から次のとおり判決の言い渡しがあった。

主文 被告人を懲役 1 年 6 月および罰金 100 万円に処する。

その罰金を完納することが出来ないときは、金 5,000 円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

この判決の確定の日から 3 年間その懲役刑の執行を猶予する。

被告人をその猶予の期間中保護観察に付する。

また、判決理由の中で、裁判官は保護観察を付した理由を概ね次のとおり示した。

「2,000万円以上の費用を出して本件にかかる廃棄物を別の場所へ移動させたが、被告人の言動からはその規範意識に問題があると言わざるを得ず、反省も強いものとは言えないから、保護観察を付し、その中で社会貢献活動に従事させ、これを通じて廃棄物の適正処理に努めさせるのが妥当と判断した。」

[12月17日]

控訴期限である12月16日までに、検察官・被告人共に控訴を行わなかったことから、この判決が確定した。

8 木くずの適正処理の確認

鴨川の現場から撤去された木くずは、復旧計画では、先述のとおり県外の産業廃棄物処理施設で処理されることとなっていた。

琵琶湖環境部は、適正処理を確保するため、A氏との折衝段階で当該施設の現地調査を行い、同計画（案）が実現可能と考えられることを確認していた。さらに、撤去作業中においても搬出先の確認調査を申し入れたが、A氏の了解が得られなかったことから、独自に当該施設へ職員を派遣し、3度にわたり搬出車両が当該施設に到着したことを確認していた。

また、最終的には、復旧計画に基づいて計画実行者から提出されるマニフェストの写し等を添付した完了報告書によって、木くずの適正な処理を確認することとしていた。

[平成 26 年 3 月 31 日]

県は、復旧計画の計画実行者宛てに完了報告書提出の督促文書を簡易書留で郵送し、4月10日までの提出を求めたが、受取人不在で返送された。

[4月14日]

琵琶湖環境部は、計画実行者である法人の本店所在地である同法人代表取締役の自宅を訪問し、4月24日までに完了報告書の提出を求める督促文書を応対した家人に手渡しで交付し、家人から受領書を受領した。

[4月28日]

琵琶湖環境部は、期限の4月24日までに完了報告書の提出がなかったことから、再び同法人代表取締役の自宅を訪問したが、不在であったことから、督促文書を郵便受けに投函した。

[5月8日]

琵琶湖環境部は、その後も計画実行者から反応がなかったことから、同法人代表取締役の自宅に3回目の訪問を行った。その際、応対に出た家人から、今後は代表取締役本人と携帯電話でやりとりを行って欲しい旨の要請を受けた。

その後、琵琶湖環境部では、指定された携帯電話番号に連絡を入れ続けたが、電話がつながることはなく、完了報告書が提出されないままの状況が続いた。

[8月27日]

琵琶湖環境部の職員が復旧計画書に記載されていた県外の廃棄物処理施設を訪問し、当該施設で保管されていたマニフェスト（C票）について任意で写しの提供を求め、これを入手した。

このマニフェストC票（写し）を確認し、さらに、当該施設の経営者から事情を聴取したところ、現場から搬出された木くず（表土等を含む）のほぼ全てが、当該施設で中間処理された後、有価物として別の企業に引き取られ、マニフェスト上では廃棄物処理法上の処分が終了したと見られることを確認した。

[11月6日]

この日に開かれたA氏の第1回公判において、検察側から鴨川から撤去された木くずが、「北関東に置かれたままである」との状況が示された。

[12月2日]

琵琶湖環境部は、同日のA氏に対する判決で、「北関東に置かれたままである」との検察側の主張が認められたものと判断した。

[12月5日]

琵琶湖環境部は、撤去された木くずを処理した県外の産業廃棄物処理施設を所管する行政機関、および当該施設から木くずを引き取ったとされていた北関東の企業の所在地の行政機関を訪問し、県が把握している事実関係や、公判で明らかにされた状況などについて情報提供を行うとともに、両機関で把握している情報について提供を受けた。併せて、今後必要に応じ、廃棄物処理法に基づき対応するよう要請し、両行政機関の了解を得た。

同日、琵琶湖環境部は、当該産業廃棄物処理施設を所管する行政機関と合同で同施設を訪問し、当該施設の経営者から経緯の説明を受けるとともに、鴨川から撤去された木くずの処理に関する一連の資料の提出を求めた。

併せて、同日、琵琶湖環境部は、木くずを引き取ったとされていた北関東の企業を訪問し、同企業の敷地内に鴨川から撤去された木くずが置かれている状況を確認するとともに、同企業の役員から木くず搬入の経緯やA氏との関わりについて聞き取りを行い、これらの情報を所在地の関係行政機関に伝達した。

[県の考え方]

○ 木くずの適正処理について

公判までの、木くずを処理したとされる県外の産業廃棄物処理施設に対する調査では、廃棄物の不適正処理を覗わせる状況はなかったが、公判によりこの木くずが「北関東に置かれたまま。」であることが示されたため、琵琶湖環境部は、関係行政機関に通報するとともに、関係行政機関と連携して、関係する産業廃棄物処理施設等の調査を行った。

今後の廃棄物処理法上の対応は、これらの施設等を所管する行政機関に委ねられるが、県としても、その状況を注視するとともに、情報の提供などを通じてこの対応に協力していく。

9 その他の事項

(1) 県による情報公開について

本事案の特に復旧計画に関する情報については、これらが搬出先の産業廃棄物処理施設など関係する法人の正当な利益を害するおそれがあり、また、公にしないと条件で任意で提供されたものであることなどから、情報公開条例第6条の非公開事由に該当すると考えられること、さらに復旧計画を円滑に実施するとともに、搬出先における風評被害を防止するためには、一定の情報を非公開とすることはやむを得ないものであったことから、事態を不安視する県民をはじめとした多くの皆様から情報公開請求が数多く寄せられたが、情報公開は限定的とならざるを得なかった。

現時点までに、本事案に関して寄せられた情報公開請求71件中、7件について請求者から公開内容を不服として異議申し立てが行われているところであり、これら事案に対しては、今後県の情報公開審査会により公開の可否が判断されることから、審査会の判断に従って対応を行うこととしている。

また、撤去作業が行われ、あるいは捜査当局の捜査が実施されている段階では、先述の事情から情報の公開を制限せざるを得なかったが、県では「公表すべきは、公表する。」との基本姿勢の下に、その後の状況の変化に応じ、非公開・一部公開としていた情報を段階的に開示していくこととしており、本書では、被告発人が起訴され、その刑が確定した状況を踏まえ、公開が可能と判断した情報を新たに盛り込んでいるところである。

なお、本事案に関し、多くの公文書公開請求がなされる中で、事務が錯綜したことなどにより、2度にわたって、情報公開条例に定められた期限内の公開決定等が遅延するという事態が生じ、県はこの事実を記者会見で公表し、陳謝を行うとともに、請求者に直接謝罪を行った。

このことについては、11月に土木交通部が期限渡過を起こし、謝罪を行っているにもかかわらず、1月に再び琵琶湖環境部が期限渡過を起こした事態を県としても重く受け止め、既に再発防止へ向けた全庁的な対応（職員に対する研修の実施、台帳整備の徹底）を実施したところである。

(2) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する課題について

放射性物質汚染対処特別措置法では、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物は同法に基づく指定廃棄物として国が処理を行うと規定されていることに対し、8,000Bq/kg以下の廃棄物は廃棄物処理法に基づき排出事業者等が自ら処分しなければならない仕組となっている。

しかしながら、県の本事案への対応において、行政代執行を含め県による撤去・処分を検討した段階で、広く廃棄物処理施設を調査し受入を打診したが、この廃棄物を公に受け入れる施設は無かったことから、県による撤去を断念せざるを得ず、A氏の計画による撤去を受け入れることになった。

こうした実情からは、本事案以外にも、行き場を失った8,000Bq/kg以下の廃棄物の不法投棄事案が発生することも十分考えられ、一旦こうした事案が発生すれば解決は長期化せざるを得ず、対応にあたる行政機関は本県と同様に苦慮することが予想される。

県としては、国の放射性物質に汚染された廃棄物に関する基準設定と、一般の放射能汚染に対する感覚との間に大きな乖離がある中で、この基準値以下の廃棄物を、排出事業者等が自ら処分しなければならないとする現在の仕組みそのものに大きな課題があるものと考えている。

(3) 本事案に要した費用の取扱について

本事案では、高島土木事務所において立入禁止措置（立入防止柵の設置）や木くずの飛散防止措置（ブルーシートによる被覆）、琵琶湖水位上昇時の遮水措置（大型土のう設置）などの措置が必要となった。

これらの費用については、求償の妥当性を検討のうえ、今後、A氏に対し費用請求を行う予定である。

Ⅲ 再発防止へ向けた対策

本事案の対応においては、土木事務所と環境事務所との相互の連絡が不十分であったことから事実確認が遅れたほか、事案確認後の初期対応において危機管理意識が十分ではなかったことで、放射性物質に汚染された木くずの不法投棄事案としての対応が遅れた。

こうした初期段階での反省を踏まえ、県では二度とこのような事態が生じることのないよう、改善策に取り組んでいる。

(1) 県職員の意識改革と地方機関の連絡調整機能の強化

今回の事案において、これが重大な事案であることが早期に認識されず、また、土木事務所と環境事務所との連携が不十分であることが明らかになった。

現在、地方機関においては「地域防災監が行う管内地方機関との連絡調整等に関する要綱」により、地域防災監（土木事務所長）は、防災および危機管理に関する事務について、管内地方機関相互間の連絡調整を行うこととされているが、それ以外の事務については、連絡調整のルールがない。

県庁力を最大化するため、職員の感度を高め、また、地方機関の事務全般について、事務所相互間の連携を一層強化する方策を講じる。

(2) 国に対する要望

県としては、先述のとおり、現在の放射性物質に汚染された廃棄物の処理制度そのものに大きな課題があると考えており、このことについては、国の主導による対策が必要であることから、次の2点について国に対し要望を行うこととしている。

- 国による基準設定の妥当性について、国民的な理解が醸成されるよう、国民に向け丁寧な説明を行うとともに、これを広く周知すること。
- 基準値以下の廃棄物の円滑な処理が進むよう、国において広域的な処理施設の確保を含めた処理の仕組みを構築すること。

また、A氏の第1回公判における検察官の冒頭陳述によれば、本事案は、東京電力株式会社の賠償金制度を利用し、福島県内の製材所から出る放射能に汚染された木くずについて、A氏が処理を代行する代わりに、同社からの賠償金の一部を管理料として受け取るスキームを計画立案したことが発端となって発生したものと認められることから、県としては、同様の事案の再発を防止するため、同社による賠償金制度の適正な運用が確保されるよう、国に対し、同社への適切な指導の実施など、監督の強化を求めている。

(3) 河川管理における改善策

① 河川管理における危機管理意識の向上

平成26年3月6日に各土木事務所に対し、河川管理の対応にかかる文書を発出するなど、河川管理を担当する職員は、常に最悪の事態を想定し、高い危機管理意識をもって河川管理にあたるよう周知徹底を図っている。

② 河川管理用通路等における侵入防止のための鍵の貸出と管理

平成25年9月27日に「河川管理用通路等の鍵貸出要領」を定め、借用目的を記載した借用書の提出、借用希望者の本人確認、鍵を何度も借り受ける場合は現地を確認する等、鍵の貸出について厳格化を図った。

③ 河川巡視

河川敷における不法投棄等の違法行為を早期に発見するため、県職員や河川管理指導員、河川管理パートナーによる巡視において、人目の届きにくい琵琶湖の湖辺等や不法投棄の温床となりやすい箇所について、重点的に巡視することとした。

(4) 不法投棄対策の強化へ向けた改善策

不法投棄事案の解決にあたっては、早期発見・早期是正が鉄則であり、本事案の経験を踏まえ、担当職員はこれまで以上に高い危機管理意識をもって不法投棄監視・指導に取り組むとともに、次のとおり改善策を講じていく。

① 関係機関との連携の強化

不法投棄の早期発見に向けて、県の関係機関、市町、警察署で構成する地域ごみ対策会議において、各主体間の連携を強化し、各地域で不法投棄が懸念される場所を重点監視対象として指定し、県環境事務所が重点的なパトロールを実施することとした。

② 初動調査マニュアルの見直し

今回の事案を踏まえて、不法投棄等の事案発見時の初動調査マニュアルを見直し、放射能汚染に関する調査を加えることとした。

③ 産業廃棄物不法投棄110番の周知徹底

早期発見・早期対応による産業廃棄物不法投棄事案の解決を、より一層促進するため、産業廃棄物不法投棄110番(Tel0120-79-3853、フリーダイヤル:なくそう産廃ごみ)について、不法投棄情報に止まらず、不審な行為が疑われる段階での情報などを幅広く通報していただけるよう周知徹底を図る。

④ 県外産業廃棄物事前協議制度導入等の検討

県外で発生する産業廃棄物の流入の状況を把握し、適正な処理を指導するための事前協議制度の導入について、第四次滋賀県廃棄物処理計画の策定へ向けた取り組みの中で検討を進めていく。

また、産業廃棄物の不法投棄の温床となり得る土砂埋立処分行為に対する規制措置のあり方についても検討を進める。

⑤ 不法投棄監視体制の充実強化

不法投棄の未然防止や事案の早期是正、拡大防止に努めるため、民間委託パトロールの拡充や小型監視カメラの整備、上空からの広域監視など、監視体制の充実強化を図る。

(了)

定期環境モニタリング検査の結果について

1. 放射性セシウム濃度の検査結果

(1) 河川水の検査結果について

年月	日付	河川水 S1地点 (Bq/ℓ)			河川水 S2地点 (Bq/ℓ)		
		放射性セシウム	内訳		放射性セシウム	内訳	
		Cs-134 + Cs-137	Cs-134	Cs-137	Cs-134 + Cs-137	Cs-134	Cs-137
H25年 10月	10月1日	不検出 (< 0.50)	不検出 (< 0.221)	不検出 (< 0.282)	不検出 (< 0.56)	不検出 (< 0.241)	不検出 (< 0.316)
	10月17日	不検出 (< 0.46)	不検出 (< 0.258)	不検出 (< 0.202)	不検出 (< 0.64)	不検出 (< 0.298)	不検出 (< 0.340)
	10月29日	不検出 (< 0.54)	不検出 (< 0.254)	不検出 (< 0.290)	不検出 (< 0.51)	不検出 (< 0.259)	不検出 (< 0.252)
H25年 11月	11月12日	不検出 (< 0.57)	不検出 (< 0.295)	不検出 (< 0.272)	不検出 (< 0.59)	不検出 (< 0.254)	不検出 (< 0.334)
	11月26日	不検出 (< 0.56)	不検出 (< 0.253)	不検出 (< 0.309)	不検出 (< 0.58)	不検出 (< 0.267)	不検出 (< 0.310)
H25年 12月	12月10日	不検出 (< 0.49)	不検出 (< 0.243)	不検出 (< 0.242)	不検出 (< 0.55)	不検出 (< 0.275)	不検出 (< 0.276)
	12月24日	不検出 (< 0.50)	不検出 (< 0.247)	不検出 (< 0.254)	不検出 (< 0.59)	不検出 (< 0.317)	不検出 (< 0.276)
H26年 1月	1月7日	不検出 (< 0.56)	不検出 (< 0.250)	不検出 (< 0.310)	不検出 (< 0.56)	不検出 (< 0.263)	不検出 (< 0.296)
	1月21日	不検出 (< 0.57)	不検出 (< 0.238)	不検出 (< 0.328)	不検出 (< 0.47)	不検出 (< 0.198)	不検出 (< 0.273)
H26年 2月	2月4日	不検出 (< 0.54)	不検出 (< 0.275)	不検出 (< 0.260)	不検出 (< 0.60)	不検出 (< 0.296)	不検出 (< 0.303)
	2月18日	不検出 (< 0.50)	不検出 (< 0.236)	不検出 (< 0.267)	不検出 (< 0.48)	不検出 (< 0.226)	不検出 (< 0.254)
H26年 3月	3月4日	不検出 (< 0.51)	不検出 (< 0.259)	不検出 (< 0.248)	不検出 (< 0.68)	不検出 (< 0.344)	不検出 (< 0.333)
	3月18日	不検出 (< 0.49)	不検出 (< 0.234)	不検出 (< 0.257)	不検出 (< 0.61)	不検出 (< 0.298)	不検出 (< 0.310)
H26年 4月	4月15日	不検出 (< 0.53)	不検出 (< 0.265)	不検出 (< 0.260)	不検出 (< 0.47)	不検出 (< 0.195)	不検出 (< 0.273)
H26年 5月	5月13日	不検出 (< 0.49)	不検出 (< 0.249)	不検出 (< 0.245)	不検出 (< 0.52)	不検出 (< 0.298)	不検出 (< 0.218)
H26年 6月	6月10日	不検出 (< 0.55)	不検出 (< 0.254)	不検出 (< 0.298)	不検出 (< 0.54)	不検出 (< 0.260)	不検出 (< 0.283)

Csは、セシウムを指す。

()内の数値：検出限界値

(2) 水道浄水および魚類の検査結果について

年月	日付	水道浄水 (Bq/kg)			日付	魚類 (Bq/kg)		
		放射性セシウム	内訳			放射性セシウム	品種名	採取場所
		Cs-134 + Cs-137	Cs-134	Cs-137		Cs-134 + Cs-137		
H25年10月	10月28日	不検出 (< 0.45)	不検出 (< 0.232)	不検出 (< 0.221)	10月21日	不検出 (< 25)	オオクチバス	S3
H25年11月	11月25日	不検出 (< 0.53)	不検出 (< 0.243)	不検出 (< 0.285)	11月27日	不検出 (< 25)	オオクチバス	S3
H25年12月	12月24日	不検出 (< 0.49)	不検出 (< 0.213)	不検出 (< 0.279)	12月25日	不検出 (< 25)	オオクチバス	S3
H26年1月	1月21日	不検出 (< 0.54)	不検出 (< 0.220)	不検出 (< 0.322)	1月16日	不検出 (< 25)	オオクチバス	S3-2
H26年2月	2月18日	不検出 (< 0.49)	不検出 (< 0.234)	不検出 (< 0.254)	2月18日	不検出 (< 25)	オオクチバス	S3-2
H26年3月	3月10日	不検出 (< 0.49)	不検出 (< 0.262)	不検出 (< 0.224)	3月11日	不検出 (< 25)	アユ ギンブナ オオクチバス	S3-2
H26年4月	/	/	/	/	4月21日	不検出 (< 25)	オオクチバス	S3-2
H26年5月					5月18日	不検出 (< 25)	オオクチバス	S3-2
H26年6月					6月14日	不検出 (< 25)	オオクチバス	S3-2

Csは、セシウムを指す

()内の数値：検出限界値

(※) 食品衛生法に基づく飲料水の基準値
=10Bq/kg (平成24年4月1日～)

(※) 食品衛生法に基づく水産物の基準値
=100Bq/kg (平成24年4月1日～)

2. 空間線量率の測定結果

測定日	地点1 ($\mu\text{Sv/h}$)	地点2 ($\mu\text{Sv/h}$)	地点3 ($\mu\text{Sv/h}$)
平成25年10月8日	0.092	0.068	0.12
10月15日	0.086	0.064	0.11
10月22日	0.076	0.060	0.11
11月5日	0.082	0.080	0.12
11月19日	0.086	0.076	0.12
12月3日	0.094	0.074	0.11
12月17日	0.088	0.070	0.11
12月27日	0.090	0.074	0.13
平成26年1月14日	0.078	0.070	0.11
1月28日	0.074	0.068	0.11
2月10日	0.070	0.066	0.11
2月25日	0.082	0.076	0.11
3月14日	0.060	0.088	0.12
3月25日	0.070	0.076	0.11
4月15日	0.072	0.064	0.10
5月13日	0.082	0.072	0.10
6月10日	0.074	0.066	0.11

通常の測定値は、0.01～0.2 $\mu\text{Sv/h}$ 程度で、これは自然放射線のレベルである。
 なお、降雨などの影響により、一時的に値が上昇する事がある。

採取地点の概要

地点名	概要
S1	大型土のう付近の河川水（左岸）
S2	鴨川河口部左岸（東側）にある砂嘴状地形の岸付近（河川出口）
S3	鴨川河口沖
S3-2	高島市安曇川町沖（平成 26 年 1 月より。検査対象魚の生息状況から S3 では採取が困難なため。）

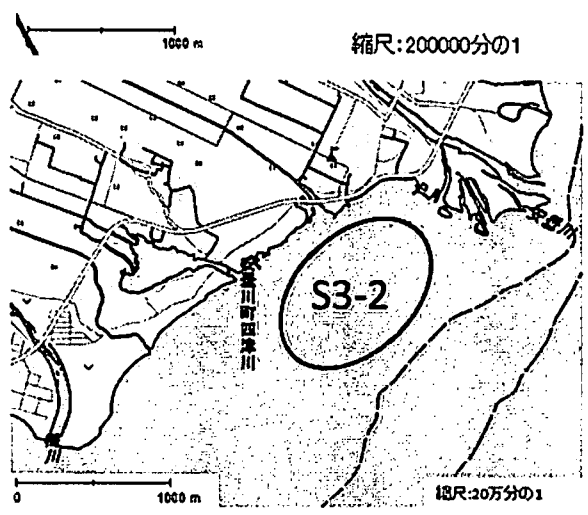
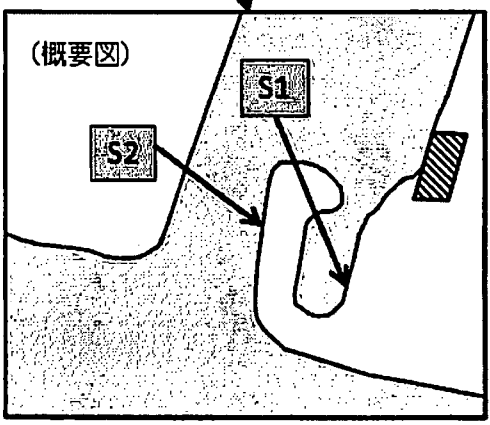
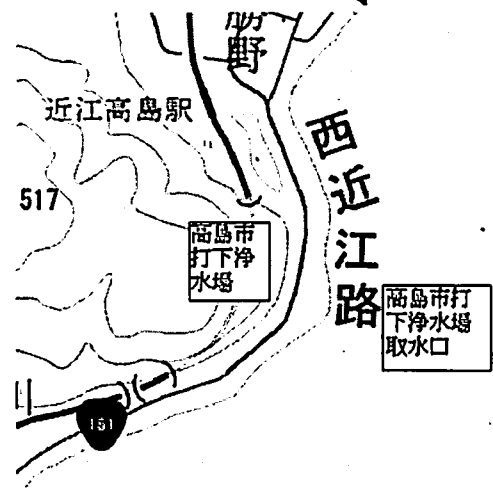
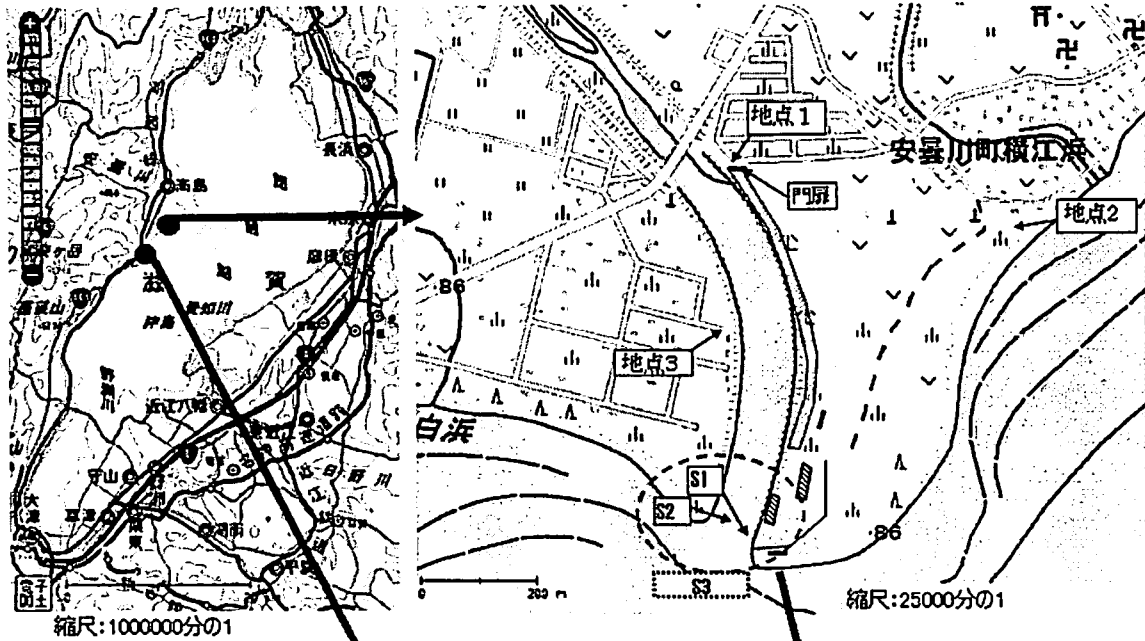
放射能濃度

検査対象	検査項目	検査頻度	検査地点	検査方法	分析機関
河川水	放射性セシウム濃度	2週間に1回	S1, S2	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法	衛生科学センター
水道浄水	放射性セシウム濃度	毎月1回	高島市打下浄水場	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法	衛生科学センター
魚類	放射性セシウム濃度	毎月1回	S3 ※平成 26 年 1 月より S3-2	NaI シンチレーションスペクトロメータによる分析	衛生科学センター

空間線量率

測定地点	測定頻度	測定方法	測定機関
地点 1, 2, 3	2週間に1回	NaI シンチレーションサーベイメータ	高島環境事務所

鴨川周辺における放射能濃度および空間線量率の検査（測定）地点



復旧計画に基づく木くずの撤去作業経過

別表 2

日付	特記事項	搬出車両数	県立会人数
平成25年 12月14日	作業工程の実施当事者が現場確認を行うなど準備作業に着手した。		—
12月16日	作業は行われなかった。		3名
12月17日	作業は行われなかった。		2名
12月18日	作業は行われなかった。 高島土木事務所により現場事務所が設置され、事務所内に机、椅子等が搬入された。また、高島土木事務所により仮設便所が仮設置された。		6名
12月19日	作業は行われなかった。 高島土木事務所が簡易立入防止柵を設置した。		3名
12月20日	作業は行われなかった。		2名
12月21日	作業は行われなかった。 高島土木事務所による仮設便所の設置が完了した。		4名
12月24日	作業時間：9:25～13:45 作業工程の実施当事者が、門扉側から琵琶湖側へ向かって、木くずの回収、袋詰めを開始した。		6名
12月25日	作業時間：8:40～17:00頃		5名
12月26日	作業時間：8:10～17:00 作業工程の実施当事者が、作業員用コンテナハウス（現場事務所）を設置した。		3名
12月27日	作業時間：8:00頃～16:45		3名
12月28日	作業は行われなかった。 年内の作業が終了した。		3名
平成26年 1月6日	作業時間：8:10～16:45 作業が再開されるとともに、木くずの搬出が開始された。	1台	4名
1月7日	作業時間：8:00～16:50 この日、現場を出た木くずの運搬車両を報道機関等が追跡し、運搬車両は搬出先の廃棄物処理施設に到着せず、9日に現場に戻った。	1台 (戻る)	4名
1月8日	作業時間：8:06～16:30頃		4名
1月9日	作業時間：8:00頃～17:00頃		3名
1月10日	作業時間：8:00頃～8:30頃		2名
1月11日	作業時間：8:15～16:50頃	1台	2名
1月13日	作業時間：8:10～16:40	1台	3名
1月14日	作業時間：8:10～16:47	1台	4名
1月15日	作業時間：8:15～16:30頃		4名
1月16日	作業時間：8:15～17:10	1台	3名
1月17日	作業時間：8:15～16:45	1台	3名
1月18日	作業時間：8:05～17:45	1台	2名
1月20日	作業時間：8:05～16:35	1台	4名
1月21日	作業時間：8:00頃～17:00頃 木くずの回収、袋詰めがほぼ完了した。	1台	4名
1月22日	作業時間：8:00頃～17:30頃	1台	4名
1月23日	作業時間：8:06～16:50頃	1台	3名
1月24日	作業時間：8:10～16:45	1台	3名
1月25日	作業時間：8:00～17:00頃	1台	2名
1月27日	作業時間：7:58～17:00頃	1台	4名
1月28日	作業時間：8:04～17:00頃 表土の漉き取り作業が完了した。	1台	4名
1月29日	作業時間：7:45頃～17:00	1台	4名
1月30日	作業時間：7:45頃～15:00頃	1台	2名
1月31日	作業時間：8:00～17:00頃	1台	3名

日付	特記事項	搬出車両数	県立会人数
2月1日	作業時間：8:40～12:00		2名
2月3日	作業は行われなかった。		3名
2月4日	作業は行われなかった。		2名
2月5日	作業時間：8:00頃～12:00頃	1台	3名
2月6日	作業時間：8:30頃～11:30頃	1台	2名
2月7日	作業時間：8:00頃～12:00頃	1台	3名
2月8日	作業時間：8:00頃～16:30頃	1台	2名
2月10日	作業時間：8:00頃～17:00頃	1台	4名
2月11日	作業時間：8:00頃～15:50	1台	3名
2月12日	作業時間：9:30頃～17:00頃	1台	3名
2月13日	作業時間：8:00頃～16:00頃	1台	3名
2月14日	降雪のため作業は行われなかった。		3名
2月15日	作業をしている様子はなかった。		2名
2月18日	作業時間：9:30頃～16:30頃 作業員が滞在するも作業の様子はなかった。		4名
2月19日	作業をしている様子はなかった。		4名
2月20日	作業時間：8:00頃～9:00頃		3名
2月21日	作業時間：9:30頃～14:00頃		3名
2月23日	作業は休み。 琵琶湖環境部は、放射能濃度検査のため、河川管理用通路等の土壌を採取するとともに、空間線量率を測定した。		—
2月24日	作業時間：9:30頃～17:00頃		5名
2月25日	作業時間：8:30頃～16:30頃		4名
2月26日	作業時間：9:30頃～17:30頃 木くずの撤去作業が終了した。この日までに現場から撤去された木くず（漉き取った土壌等を含む）約530㎡（527袋）を搬出した。同日、琵琶湖環境部は、再検査のため河川管理用通路等の土壌を採取した。また、作業工程の実施当事者が作業員用のコンテナハウス（現場事務所）を撤去した。	1台	4名
2月27日	作業時間：8:00頃～9:30頃		2名
2月28日	作業は休み。 県は、高島市および地元区代表者に現地を公開した。 この際、県は、地元区代表者の方が選定された地点の表土採取（10検体）を行った。		—
3月3日	作業時間：14:30頃～17:00頃 県は、市民団体に現地を公開した。		9名
3月4日	作業時間：8:30頃～16:50 河川管理用通路の整地が完了し、復旧計画作業が完了した。同日、県は現場の完了確認を行った。		4名

1 鴨川河川敷および周辺地域にかかる安全・安心メッセージについて

平成 26 年 3 月 26 日

鴨川河川敷および周辺地域にかかる安全・安心メッセージ

滋 賀 県

鴨川の河川敷およびその隣接地に放射性物質によって汚染された木くずが不法投棄されていたことから、地元住民をはじめ多くの県民の皆様は大変ご心配をおかけしました。

皆様に少しでも早く安心していただけるように、これまで木くずの撤去を最優先に取り組み、3月4日に撤去・整地作業が終了し、この状況を確認するため、放射能濃度等の検査を実施しました。

その結果は、以下のとおり平常値と変わらず、木くずの適切な撤去が確認されたこと、また、周辺地域における環境調査結果から、木くずに由来する影響は認められなかったことから、本日、皆様にその安全性を改めてお伝えし、ご安心いただくようお願いいたします。

1 鴨川河川敷の状況

木くずの撤去が適切に行われたかどうかを確認するため、土壌の放射能検査と空間線量率の測定を行いました。

その結果、土壌は原子炉等規制法で「放射性物質として扱う必要がないもの」と定められている 100ベクレル/kg を大きく下回り、県内の土壌検査結果と比較しても同程度です。空間線量率は、高島市内の近傍の地点と同程度で異常が認められないことから、木くずの撤去作業は適切に行われたものと判断しています。

2 周辺地域の状況

(1) 環境モニタリング結果

昨年10月以降、河川水、魚、水道水の放射能検査および鴨川の対岸など周辺地域の空間線量率の測定を実施してきました。

これまでの調査で、河川水、魚、水道水から放射性セシウムは検出されず、また、空間線量率についても、高島市内の近傍の地点と同程度であり、木くずによる影響は認められませんでした。

(2) その他の検査結果

昨年9月に周辺地域で生産された玄米とかんがい用水を、今年3月に鴨川周辺の農地の土壌とかんがい用水を検査しましたが、玄米とかんがい用水では、放射性セシウムは検出されず、農地の土壌についても県内の土壌検査の結果と比較しても低く、安全が確認できました。

2 対応経過および今後の対応について

(1) 経過 (H25.12.7以降)

H25.12.14	復旧作業の開始。
12.24	門扉側から琵琶湖側に向かって、木くずの回収・袋詰めを開始
H26.1.6	木くずの搬出開始
2.23	放射能検査のため河川管理用通路等の土壌採取、空間線量率を測定
2.26	木くずの撤去作業終了、土壌採取(再検査)
2.28	市・地元代表へ現地公開するとともに土壌を採取、併せて土壌検査結果を公表
3.3	2.28の土壌検査結果、空間線量率を公表 市民団体への現地公開
3.4	整地完了 刑事告発
3.7~3.14	魚類、灌漑用水、水道水、農地の土壌放射能検査を実施

(2) 刑事告発について

廃棄物処理法および河川法違反の疑いで、3月4日に滋賀県警察本部に告発状を提出し、3月5日に受理されました。

① 行為の概要

被告発人は、平成25年3月15日ころから同年4月30日ころまでの間一級河川鴨川河川管理用通路他において、次の違法行為を行った疑いがある。

ア 産業廃棄物である木くず合計約310m³を、通路の不陸の整備を装い、長さ約573m、幅員最大約4.9m、厚さ最大約0.27mに亘って敷き均すなどにより、廃棄物の不法な投棄を行った。

イ 河川の管理者である滋賀県知事の許可を受けず、かつ法定の除外事由がないのに、廃棄物である木くずを敷き均し、河川区域および河川保全区域の土地の形状変更を行った。

② 違反の事実

上記①の行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条(廃棄物のみだり投棄禁止)違反、ならびに河川法 第27条第1項(土地の掘削等の許可)および同法第55条第1項第1号(河川保全区域の行為の制限)違反に該当する。

③ 被告発人について

調査した事実関係から、行為を行ったと疑われる者 3名

(3) 今後の対応について

① 再発防止に向けて

ア 河川管理における危機管理意識

放射能汚染が疑われる木くずの搬入について、4月に住民から通報があったが、その時点では空間放射線量を測定したのみで異常値ではないと判断し、木くず自体の放射能濃度の測定を行わなかった。

今回の事案を受けて、河川管理を担当する職員は、常に最悪の事態を想定し、高い危機管理意識を持って、河川管理にあたるよう周知徹底を図っている。

イ 河川管理用通路等における侵入防止のための鍵の貸出と管理

今回の事案では、河川管理用通路の門扉の鍵を長期間貸し出していたにも関わらず、現地確認を行っていなかったため、住民の通報により職員が現地を確認するまで、木くずの不法投棄を防止することができなかった。

また、簡単な手続きで鍵を貸し出していたため、鍵の借受け者の情報が十分ではなく、河川法に基づく原状回復指示を行うまでに相当な期間を要した。

このため、「河川管理用通路等の鍵貸出要領」を定め、借用目的を記載した借用書の提出、借用希望者の本人確認、鍵を何度も借り受けるなど不審な点がある場合は現地を確認する等、鍵の貸出について厳格化を図った。

ウ 河川巡視

今回の事案では、住民の通報により職員が現地を確認するまで、不法投棄を発見することができなかった。

不法投棄等の違法行為を早期に発見するため、河川管理指導員や河川管理パートナー等により、人目の届きにくい琵琶湖の湖辺等や不法投棄の温床となりやすい箇所について、重点的に巡視することとした。

エ 不法投棄等の防止対策

- ・ 不法投棄の早期発見に向けて、県の関係機関、市町、警察署で構成する地域ごみ対策会議において、各地域で不法投棄が懸念される場所を重点監視対象として設定し、県環境事務所が重点的なパトロールを実施する。
- ・ 今回の事案を踏まえて、不法投棄等の事案発見時の初動調査マニュアルを見直し、放射能汚染に関する調査を加える。

- ・ 早期発見・早期対応による事案の解決を図るため、産業廃棄物不法投棄110番（Tel0120-79-3853）について、より幅広く不審な行為の段階でも通報していただけるよう周知を図る。

② 事案の総括

今後、警察の捜査の進捗状況を考慮し、事案の経過や撤去作業の内容、これらに対する県の対応、今後の再発防止策などを含む事案の総括を行う。

完了写真(3月4日)

門扉から50m地点

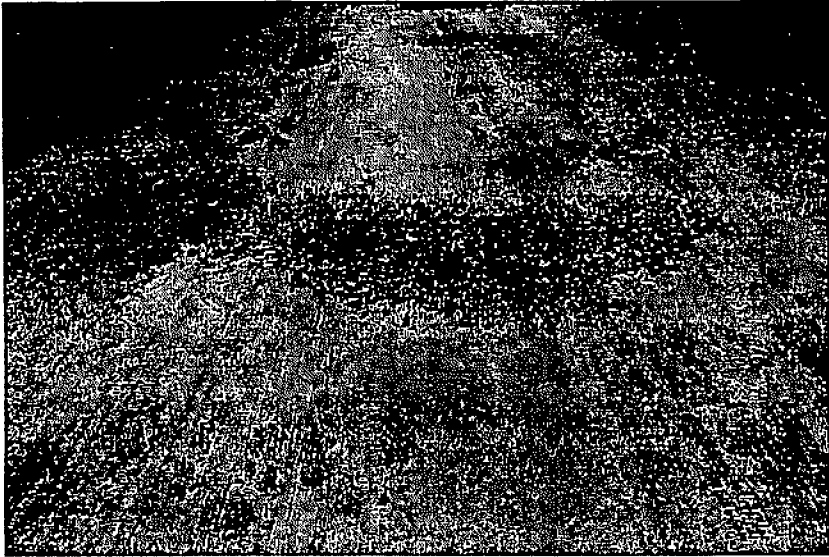


門扉から250m地点



門扉から450m地点





資料編

放射能検査・空間線量率測定の結果および評価

1. 鴨川河川敷の状況

(1) 土壌の放射性セシウム濃度

- ・撤去後の放射性セシウム濃度は、原子炉等規制法で「放射性物質として扱う必要がないもの」と定める 100^{ベクレル/kg} を大きく下回っている。
- ・県内4箇所、H15年度～18年度に測定された土壌の調査結果^(※1) 1.36～38.7^{ベクレル/kg} と比較しても同程度である。

採取日	試料名	検査数	検査結果(単位： ^{ベクレル/kg})
H25.9.6	木くず下の土壌	10	検出せず～60
	河川敷土手の土壌	10	検出せず
	河川底質	2	検出せず
H26.2.23, 2.26 2.28, 3.4	木くず撤去後の土壌	39	検出せず～24

木くず撤去前：「データ編」表1, 図1参照；撤去後：「データ編」表2, 表3参照

※1 県原子力防災室(当時:総合防災課)が実施した土壌の調査結果(セシウム-137を調査)

調査地点	旧マキノ町	旧今津町	旧余呉町	旧西浅井町
放射能濃度(^{ベクレル/kg})	2.41～15.6	6.50～12.2	1.36～2.01	4.77～38.7

(2) 空間線量率

- ・木くず撤去後の空間線量率は、ICRP(国際放射線防護委員会)の勧告値をもとに環境省が示している追加空間線量率 0.23 μ Sv/h と比較して低い値であった。
- ・高島市内の近傍の地点の空間線量率 0.054～0.15 μ Sv/h (「データ編」表7, 図4参照) と比較しても同程度であった。

測定日	測定箇所数	測定結果(単位： μ Sv/h)	備考
H25.9.11	11	0.098～0.41	木くず撤去前
H26.2.23と2.28	53	0.084～0.13	木くず撤去後
H26.3.14	11	0.096～0.13	整地後

空間線量率：「データ編」表4参照

2. 周辺地域の状況

(1) 環境モニタリング結果

① 水道水、河川水および琵琶湖水の放射性セシウム濃度

・これまでの検査で放射性セシウムは検出されず、問題はない。

採取日	試料名	検査数	検査結果	備考
H25.9.12	水道水	2	検出せず	打下と比良浄水場浄水
H25.9.6	鴨川河川水	5	検出せず	
H25.9.9	琵琶湖水	4	検出せず	
H25.10.28~H26.3.10	水道水	6	検出せず	打下浄水場浄水を毎月検査
H25.10.1~H26.3.4	鴨川河川水	12	検出せず	鴨川2箇所隔週検査

水道水:「データ編」表12、表13参照;鴨川河川水:「データ編」表12、表13、図5参照

琵琶湖水:「データ編」表11参照

② 魚類の放射性セシウム濃度

・放射性セシウムは検出されず、問題はない。

採取日または期間	検査数	検査結果	備考
H25.9.12	5	検出せず	鴨川河口周辺で採取
H25.10.21~H26.3.11	8 (6回)	検出せず	鴨川河口周辺または安曇川町沖で採取、環境モニタリングは毎月実施

魚:「データ編」表12、表13参照

③ 空間線量率

・周辺地域の空間線量率は、追加空間線量率 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ と比較して低い値であり、高島市内の近傍の地点の空間線量率 $0.054 \sim 0.15 \mu\text{Sv/h}$ (「データ編」表7、図4参照)と比較しても同程度であった。

・周辺3箇所での継続測定結果では、いずれの地点でも変動はなく、また、木くずの撤去前後で差はみられないことから、木くずの周辺地域への影響は認められない。

測定日または期間	測定箇所数	測定結果(単位: $\mu\text{Sv/h}$)	備考
H25.9.9	7	0.058~0.10	
H25.10.8~ H26.3.14	3	① 鴨川左岸門扉前 0.060~0.094 ② 横江浜園地 0.060~0.088 ③ 鴨川右岸住宅地 0.11~0.13	隔週で計15回測定

空間線量率:「データ編」表5、表6、図2、図3参照

(2) その他の検査結果

- ・米とかがい用水からは、放射性セシウムは検出されず、問題はない。
- ・農地の土壌については、3箇所では放射性セシウムが検出されたが、100ベクレル/kg を大きく下回っており、県内4箇所において測定された土壌の調査結果(前記※1)と比較しても低く、問題はない。

採取日	試料名	検査数	検査結果	備考
H25.9.8 ~9.11	玄米	6	検出せず	琵琶湖からの逆水を用水として利用している受益区域の農地の米
H25.9.12	かがい用水	1	検出せず	鴨川流域土地改良区鴨川第1段揚水機場の吸水槽の水
H26.3.7	農地の土壌	5	検出せず~ 6ベクレル/kg	鴨川周辺における農地の土
H26.3.10	かがい用水	1	検出せず	H25.9と同じ

米:「データ編」表8参照; 農地の土壌:「データ編」表9参照;
かがい用水:「データ編」表10参照

3. 今後の環境モニタリング

周辺住民の皆様にご安心いただけるように環境モニタリングを以下のとおり継続する。結果については県のホームページへ掲載するとともに、地元区へも資料を配布してお知らせする。

- ・期 間 平成26年6月まで
- ・項 目 鴨川河川水(3箇所)、魚類(鴨川河口付近)、
空間線量率(周辺地域3箇所)
- ・頻 度 毎月実施

データ編

表1. 鴨川河川敷管理用通路における平成25年9月6日採取の土壌検体の検査結果

0-5cmの 土壌 (Bq/kg)	採取地点	D1(BG)	D2	D3	D4	D5	T1	T2	T3	T4	T5
	放射性セシウム	検出せず (<6.4)	検出せず (<7.5)	検出せず (<8.4)	検出せず (<7.1)	検出せず (<6.6)	検出せず (<6.2)	4	検出せず (<6.0)	検出せず (<7.0)	60
5-15cmの 土壌 (Bq/kg)	採取地点	D1(BG)	D2	D3	D4	D5	T1	T2	T3	T4	T5
	放射性セシウム	検出せず (<6.5)	検出せず (<6.8)	検出せず (<6.5)	検出せず (<7.2)	検出せず (<6.3)	採取不可	検出せず (<5.4)	検出せず (<7.2)	採取不可	検出せず (<5.6)
土壌 (Bq/kg)	採取地点	S1	S2								
	放射性セシウム	検出せず (<5.7)	検出せず (<5.8)								

※D:土手の土壌、T:木くず直下の土壌、S:河口の河川底質土壌
 ※採取地点は地図を参照
 ※BGはバックグラウンドとして採取したことを指す。

表2. 平成26年2月23日、26日の鴨川河川敷管理用通路の土壌の検査結果

採取場所 (門扉からの 距離)	鴨川管理用通路表層土壌 (Bq/kg)			
	2月23日		2月26日	
	放射性セシウム	含水率 (%)	放射性セシウム	含水率 (%)
10m	検出せず (<5.7)	4.3		
30m	10	7.5	検出せず (<6.1)	3.4
50m	検出せず (<6.3)	4.5		
70m	4	6.2		
128m	6	8.7		
130m	検出せず (<6.4)	6.5		
150m	検出せず (<6.3)	5.4		
170m	検出せず (<5.7)	3.9		
230m	検出せず (<6.2)	5.6		
250m	検出せず (<5.9)	5.1		
270m	検出せず (<6.1)	4.6		
330m	検出せず (<5.5)	3.2		
350m	検出せず (<6.3)	5.0		
370m	3	4.1		
410m	検出せず (<6.2)	5.9		
430m	検出せず (<6.5)	5.2		
470m	検出せず (<5.5)	3.6		
510m	7	6.2		
530m	4	6.8		
550m	13	5.3	検出せず (<6.5)	6.8
570m	9	6.0		
575m付近	検出せず (<6.2)	6.2		
582~590m	8	6.0		
590~600m	検出せず (<6.7)	3.7		
625~638m	19	8.4	検出せず (<6.5)	7.2

表3. 平成26年3月3日、4日の鴨川河川敷管理用通路の土壌の検査結果

採取場所 (門扉からの 距離)	鴨川管理用通路表層土壌 (Bq/kg)			
	2月28日		3月4日	
	放射性セシウム	含水率	放射性セシウム	含水率
門扉手前 2.5m	24	9.3	検出せず (<5.1)	4.9
90m	8	7.4		
215m	3	6.9		
285m	6	9.9		
390m	3	9.5		
490m	5	9.3		
545m	10	6.0		
600m	4	4.6		
623m	6	6.3		
633m	検出せず (<5.5)	6.3		

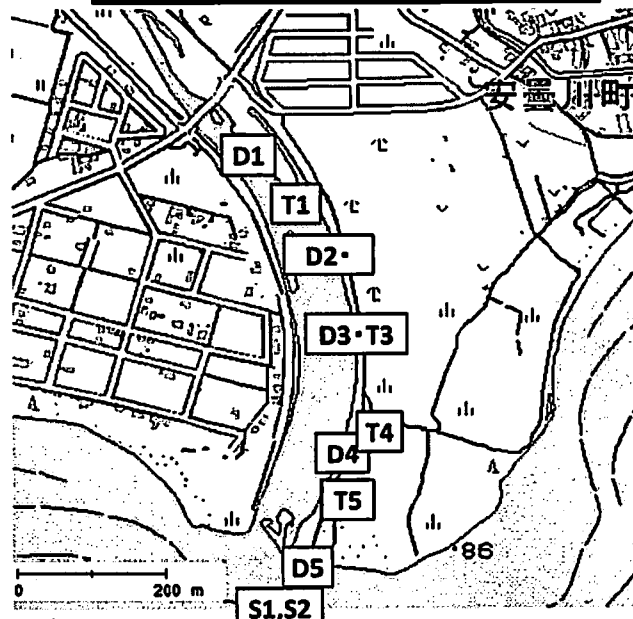


図1. 9月6日に採取した土壌の採取地点
 ※以降使用する地図は、国土地理院が提供している地理院地図を基に作成されている。

表中()内の数値:検出限界値

表4. 鴨川河川敷の管理用通路における空間線量率の測定結果

門扉からの距離 (m)	敷設されていたチップ の色等	9月11日測定 (地上1mで測定) (μ Sv/h)	2月23日測定 (地上1mで測定) (μ Sv/h)	2月28日測定 (地上1mで測定) (μ Sv/h)	3月14日測定 (地上1mで測定) (μ Sv/h)
門扉手前2.5m	-	-	-	0.11	-
10	黒	-	0.084	-	-
20	黒	0.37	0.11	-	0.096
30	黒	-	0.11	-	-
50	黒	-	0.10	-	-
70	黒白	-	0.11	-	-
90	白	-	0.11	0.10	-
100	白	0.098	0.12	-	0.11
110	白	-	0.11	-	-
130	白	-	0.12	-	-
150	白	-	0.12	-	-
170	白黒	-	0.11	-	-
190	黒	-	0.11	-	-
200	黒	0.30	0.11	-	0.10
210	黒	-	0.12	-	-
215	黒	-	-	0.11	-
230	黒	-	0.11	-	-
250	黒	-	0.10	-	-
270	黒	-	0.11	-	-
285	黒	-	-	0.11	-
290	黒	-	0.11	-	-
300	黒	0.28	0.11	-	0.11
310	黒	-	0.11	-	-
330	黒	-	0.10	-	-
350	黒白	-	0.12	-	-
370	白	-	0.12	-	-
390	白	-	0.12	0.13	-
400	白	0.098	0.13	-	0.13
410	白	-	0.12	-	-
430	白	-	0.11	-	-
450	白	-	0.11	-	-
470	白黒	-	0.11	-	-
490	黒	-	0.12	0.12	-
500	黒	0.41	0.11	-	0.11
510	黒	-	0.11	-	-
530	黒	-	0.11	-	-
545	黒	-	-	0.11	-
550	黒	-	0.10	-	-
570	黒	-	0.11	-	-
573	黒	0.13	0.11	-	0.11
575	土のう袋のあった場所	-	0.11	-	-
585	土のう袋のあった場所	-	0.10	-	-
590	土のう袋のあった場所	0.13	0.11	-	0.11
597	土のう袋のあった場所	-	0.11	-	-
600	土のう袋のあった場所	-	-	0.12	-
608	土のう袋のあった場所	0.12	0.10	-	0.096
623	土のう袋のあった場所	-	-	0.11	-
633	土のう袋のあった場所	-	-	0.092	-
638	土のう袋のあった場所	0.12	0.10	-	0.10
650	最終地点	0.11	0.094	-	0.096

表5. 周辺住宅地等の生活環境における空間線量率の測定結果(平成25年9月9日測定)

場所	空間線量率
入口	0.088
①	0.074
②	0.076
③	0.070
④	0.10
⑤	0.058
⑥	0.060

※単位は(μSv/h)

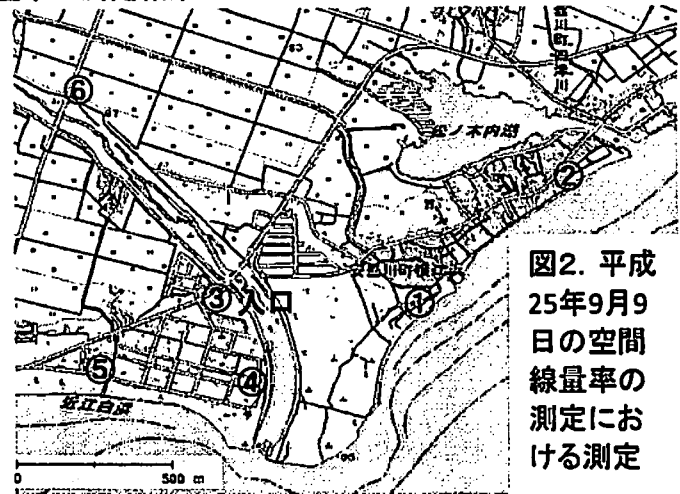


図2. 平成25年9月9日の空間線量率の測定における測定

表6. 環境モニタリングにおける空間線量率の測定結果

測定日	河川管理用通路の門扉前	高島市安曇川町横江浜園地付近	鴨川河川管理用通路の対岸(安曇川町下小川)
平成25年9月9日	0.088	0.074	-
平成25年10月8日	0.092	0.068	0.12
平成25年10月15日	0.086	0.064	0.11
平成25年10月22日	0.076	0.060	0.11
平成25年11月5日	0.082	0.080	0.12
平成25年11月19日	0.086	0.076	0.12
平成25年12月3日	0.094	0.074	0.11
平成25年12月17日	0.088	0.070	0.11
平成25年12月27日	0.090	0.074	0.13
平成26年1月14日	0.078	0.070	0.11
平成26年1月28日	0.074	0.068	0.11
平成26年2月10日	0.070	0.066	0.11
平成26年2月25日	0.082	0.076	0.11
平成26年3月14日	0.060	0.088	0.12

※単位は(μSv/h)

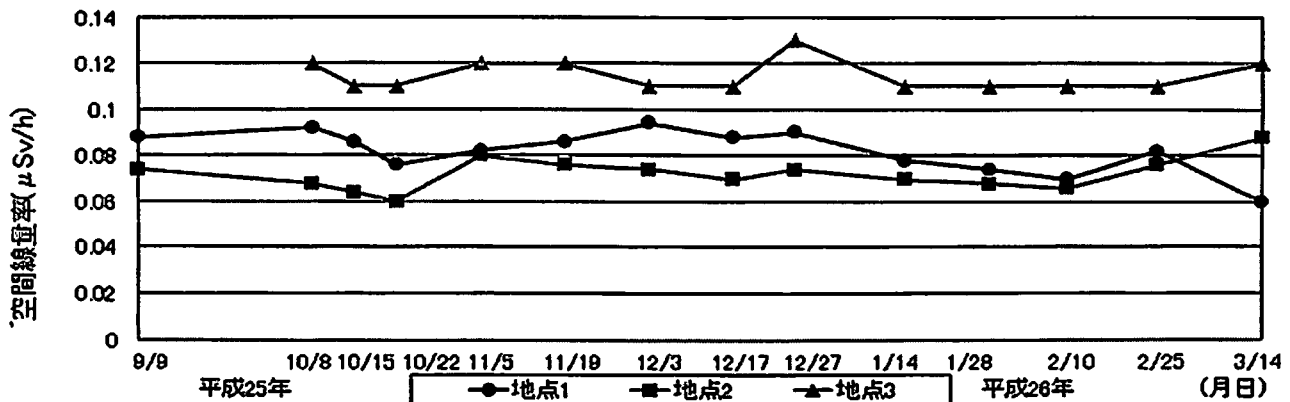


図3. 空間線量率の測定結果の時系列グラフ

表7. 旧高島町内・旧安曇川町内等の空間線量率測定結果

測定日:平成26年2月17日

地点番号	場所名	土地利用	空間線量率 (μ Sv/h)	備考
1	勝野、城山台公園	公園	0.15	
2	勝野、高島小学校	グラウンド	0.094	
3	勝野、日吉神社	神社入口	0.10	
4	勝野、関西電力変電所	山林	0.084	
5	音羽、小田川橋下流(右岸)	堤防	0.076	
6	音羽、小田川橋上流(右岸)	竹林	0.092	
7	永田、JR高架上流	竹林	0.11	
8	拝戸、区グラウンド	グラウンド	0.13	
9	高島上(鴨川右岸)	竹林	0.14	鴨川
10	武曾横山(鴨川左岸)、万年橋	竹林	0.088	鴨川
11	宮野(鴨川右岸)	竹林	0.11	鴨川
12	野田(鴨川左岸)中道橋	竹林	0.094	鴨川
13	宿鴨(鴨川右岸)天皇橋	高水敷内竹林	0.12	鴨川
14	出鴨(鴨川右岸)	竹林	0.082	鴨川
15	出鴨(鴨川右岸)	高水敷内	0.11	鴨川
16	北鴨(鴨川左岸)	竹林	0.082	鴨川
17	下小川(鴨川左岸)	竹林	0.098	鴨川
18	下小川出福(鴨川右岸)	竹林	0.096	鴨川
19	安曇川南流右岸、ふなき大橋、北船木	竹林	0.086	安曇川
20	安曇川南流左岸、北船木	高水敷内	0.070	安曇川
21	安曇川左岸、安曇川大橋、新庄	竹林	0.054	安曇川
22	安曇川左岸、常安橋北、安井川	竹林	0.072	安曇川
23	安曇川左岸、大荒比古神社、安井川	竹林	0.056	安曇川
24	勝野、和田打川左岸	高水敷内	0.094	和田打川
25	勝野、和田打川河口	河口	0.098	和田打川

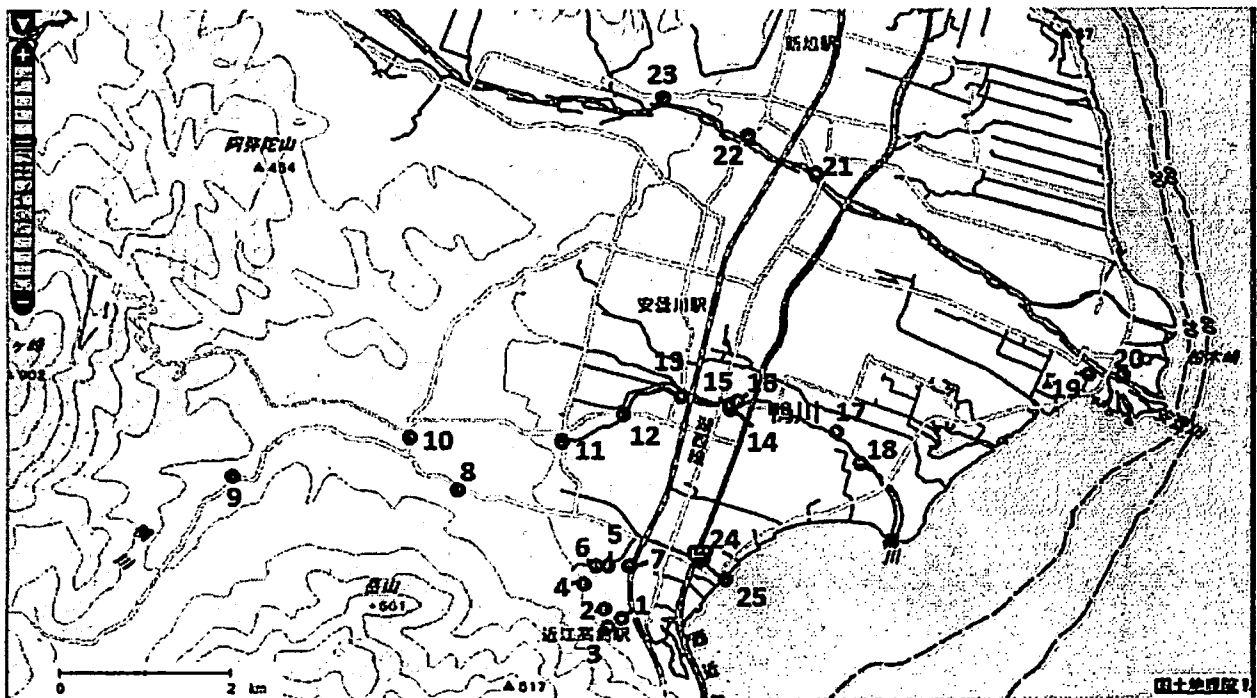


図4. 旧高島町内・旧安曇川町内等の空間線量率測定場所

表8. 玄米の放射能濃度検査結果

玄米 (Bq/kg)		
品種名	採取日	放射性セシウム
ササニシキ	9月8日	検出せず (<25)
コシヒカリ	9月9日	検出せず (<25)
コシヒカリ	9月11日	検出せず (<25)
コシヒカリ	9月11日	検出せず (<25)
コシヒカリ	9月11日	検出せず (<25)
コシヒカリ	9月11日	検出せず (<25)
生産地または採取地: 高島市 (琵琶湖からの逆水を用水として利用している受益区域の農地)		

表9. 鴨川周辺における農地の土壌の放射能濃度検査結果

農地の土壌			
採取日	採取地	放射性セシウム (Bq/kg)	含水率 (%)
3月7日	高島市安曇川町下小川	6	37.6
	高島市安曇川町下小川	4	33.5
	高島市安曇川町下小川	4	35.4
	高島市安曇川町下小川	検出せず (<6.2)	32.4
	高島市安曇川町横江	検出せず (<5.8)	36.7
採取農地: 鴨川河川敷門扉よりおおむね半径1200mの範囲			

表10. かんがい用水の放射能濃度の検査結果

かんがい用水 (Bq/l)	
日付	放射性セシウム
9月12日	検出せず (<0.54)
3月10日	検出せず (<0.61)
採取場所: 鴨川第一段揚水機場吸水槽	

表11. 琵琶湖水の放射能濃度の検査結果

琵琶湖水 (Bq/l)		
日付	採取地点	放射性セシウム
9/9	白髭浜沖	検出せず (<0.60)
	白浜沖	検出せず (<0.47)
	鴨川河口沖	検出せず (<0.48)
	安曇川沖	検出せず (<0.58)

()内の数値: 検出限界値

表12. 9月に実施した河川水、水道水、魚類の放射性セシウムの放射能濃度の検査結果

河川水 (Bq/l)			水道水 (Bq/kg)			魚類 (Bq/kg)			
日付	採取地点	放射性セシウム	日付	採取地点	放射性セシウム	日付	採取場所	品種名	放射性セシウム
9/6	W1	検出せず (<0.52)	9/12	打下浄水場	検出せず (<0.59)	9/12	四津川沖	ビワマス	検出せず (<25)
	W2	検出せず (<0.52)		比良浄水場	検出せず (<0.54)		高島市四津川地先	ギンブナ	検出せず (<25)
	W3	検出せず (<0.51)			鴨川河口部		アユ	検出せず (<25)	
	W4	検出せず (<0.53)			鴨川沖500m		オオクチバス	検出せず (<25)	
	W5	検出せず (<0.59)			鴨川沖500m		ブルーギル	検出せず (<25)	

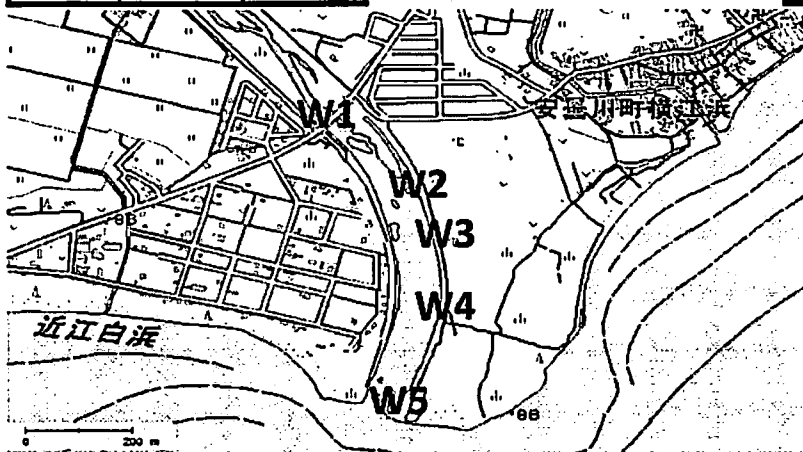


図5. 9月6日に採取した河川水の採取地点

表13. 環境モニタリングにおける放射性セシウムの放射能濃度の検査結果

年月	日付	河川水 (Bq/l)		水道水 (Bq/kg)		魚類 (Bq/kg)			
		放射性セシウム	放射性セシウム	日付	放射性セシウム	日付	放射性セシウム	品種名	採取場所
H25年10月	10/1	検出せず (<0.50)	検出せず (<0.56)	10/28	検出せず (<0.45)	10/21	検出せず (<25)	オオクチバス	鴨川沖
	10/17	検出せず (<0.46)	検出せず (<0.64)						
	10/29	検出せず (<0.54)	検出せず (<0.51)						
H25年11月	11/12	検出せず (<0.57)	検出せず (<0.59)	11/25	検出せず (<0.53)	11/27	検出せず (<25)	オオクチバス	鴨川沖
	11/26	検出せず (<0.56)	検出せず (<0.58)						
H25年12月	12/10	検出せず (<0.49)	検出せず (<0.55)	12/24	検出せず (<0.49)	12/25	検出せず (<25)	オオクチバス	鴨川沖
	12/24	検出せず (<0.50)	検出せず (<0.59)						
H26年1月	1/7	検出せず (<0.56)	検出せず (<0.56)	1/21	検出せず (<0.54)	1/16	検出せず (<25)	オオクチバス	高島市安曇川町沖
	1/21	検出せず (<0.57)	検出せず (<0.47)						
H26年2月	2/4	検出せず (<0.54)	検出せず (<0.60)	2/18	検出せず (<0.49)	2/18	検出せず (<25)	オオクチバス	高島市安曇川町沖
	2/18	検出せず (<0.50)	検出せず (<0.48)						
H26年3月	3/4	検出せず (<0.51)	検出せず (<0.68)	3/10	検出せず (<0.49)	3/11	いずれも検出せず (<25)	アユ ギンブナ オオクチバス	高島市安曇川町沖
採取場所	鴨川河口左岸の2地点で採水			高島市打下浄水場		鴨川沖 ※冬期においては対象魚の生息状況により採取が困難なため高島市安曇川町沖で採取			

()内の数値:検出限界値

参考. 検査対象ごとの検査項目、方法、分析機関一覧

検査対象	検査項目	検査方法	分析機関
土壌	放射性セシウム濃度	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法	衛生科学センター
かんがい用水			
琵琶湖水			
河川水			
水道水			
玄米		NaIシンチレーションスペクトロメータによる分析	
魚類			
空間線量率	空間線量率	NaIシンチレーションサーベイメータ(高さ1m)	-